

「幻のヨーロッパ」?-欧州政治共同体をめぐって1952-1954 (二) -

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学政治経済研究所 公開日: 2014-07-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川嶋, 周一 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/16621

「幻のヨーロッパ」? :

欧州政治共同体をめぐって 1952-1954 (二)

川 嶋 周 一

《論文要旨》

第 81 巻, 第 1・2 号に掲載された前篇に引き続き, 1952 年から 54 年にかけて議論された欧州政治共同体の構想について, 一次史料に基づいて多角的に検証する。後篇たる本稿は, とりわけ 5 回の外相会談と 1 回の政府間交渉が行われた 1953 年における六カ国政府の思惑と交渉の展開を詳しく検討し, 六カ国政府が欧州政治共同体に対して何を期待し, どのような共同体を志向していたのかを明らかにしたい。さらに, 実現がほぼ困難となった 1954 年における交渉を検討し, 欧州政治共同体の議論に関わる全体的な論点を指摘することで, 欧州政治共同体とは何だったのかについて, 一応の結論を明らかにする。

キーワード: ヨーロッパ統合史, EU, ヨーロッパ統合, 欧州政治共同体, 共同市場, 経済統合, 連邦主義

目 次

はじめに

第一節 欧州政治機構構想の登場: ヨーロッパ連邦構想から EDC 条約第 38 条へ

第二節 ヨーロッパ憲法制定の初の試み: アドホック議会の設置と「憲法委員会」

第三節 政治統合から経済統合へ: ファン・ゼーランドの役割とベイエン・プランの登場
(以上 第 81 巻 第 1・2 号)

第四節 EPC に対する独仏の態度: 海外領土に揺れるフランスと西独の実利的連邦主義

第五節 1953 年における EPC 政府間協議

第六節 忘れられた会議: ローマ外相代理会議

第七節 挫折と遺産: 二つのハーグ会議から EPC 委員会, そして破綻へ

おわりに: ローマからローマへ

(以上 本号)

第四節 EPC に対する独仏の態度：海外領土に揺れるフランス と西独の実利的連邦主義

第三節で見たように、オランダとベルギーがいち早く EPC に向けた政府内の意見調整と統一見解の策定に動き始めたのに対して、ECSC の中軸国たる独仏二カ国は、対照的な、しかし本質的には相似的な対応を EPC に対して取ることになる。とくに、EDC 構想を生んだフランスの対応は、EPC 構想が政府間協議に上る 1953 年から 54 年にかけて、一貫して EPC 構想の成否に関わる枢要なものであった。本節では、政府間協議が本格化する 1952 年 12 月から 53 年 3 月にかけての、このドイツと西独の EPC に対する態度について検討を加える。

フランスの方針転換：統合と反統合の間で

ルクセンブルグ決議の採択からアドホック議会の設立、そしてそこから生まれた憲法委員会による「ヨーロッパ憲法」草案の採択は、連邦へ向かうヨーロッパの理想主義の頂点であったのと同時に、その草案の中には、すぐ後に控えている奈落への落とし穴が潜んでいた。これに加え、見過ごすことのできない方針転換が EPC 交渉の中で同時に起こった。1953 年 1 月にフランスの首相がピネー (Antoine Pinay) からマイエル (René Meyer) へと交代し、それに伴い外相もシューマンからビドーに変わったことである。シューマン (Robert Schuman) とビドー (Georges Bidault) は共に MRP に所属していたが、モネ (Jean Monnet) がシューマン経由で発揮していたフランス外交への影響力をビドーはシャットアウトさせ、自らが積極的に外交に打って出た。

とはいえ、ビドーによる非シューマン的な路線はビドーの登場以前から、

外務官僚を中心に既にある程度既定路線と言えた。1953年1月には既に、フランス外務省の政治局局長のセイデュ (François Seydoux) は、EPCに ECSC・EDC を包摂する以上の機能を与えないこと、それゆえ憲法委員会で進んでいた連邦主義的な制度設計に反対すること (ただし民主主義的な統制は ECSC・EDC 内でも必要として、この点には反対ではなかった)、フランス連合への悪影響を可能な限り排することの三点を要点とする覚書を作成している⁽¹⁾。外務省政治局および経済財政局にとって、EPCに ECSC・EDC 以上の新しい権限を配分しないこと、執行権の超国家的機構の独占への反対という二点は、EPC への対応の基本ラインだった。

フランス外交の基盤により踏み込んで EPC の是非を論じたのが、匿名で作成され、ビドー官房に残された覚書だった⁽²⁾。この覚書では、EDC を管理する政治的共同体は不要であるが、既存の共同体の民主的統制の導入、ECSC と EDC 間の調整機能の必要性から EPC 的な存在は必要になると論じられた。興味深いのは、当時既に提起されていたベイエン (Johan Willem Beyen) の経済統合構想を想定してか、経済社会統合の進展を受けて共同市場を設立することを、この覚書は擁護していることである。具体的には ECSC の活動をより進めるためには、広範囲の経済・社会統合を進める必要があることを指摘しており、これはベイエン構想に対応していると言える⁽³⁾。しかしこの時点では、フランス政府内の態度は一貫していなかった。外務省の対外経済局と財務省間の2月初頭の協議では、経済省国際関係局局長クラピエ (Bernard Clappier) などの経済省側が共同市場の創設に好意的な態度を示すのに対して、外務省でヨーロッパ統合の経済問題を担当する部署である経済財政局経済協力課のウォルムセル (Oliver Wormser) は統合に反対だった⁽⁴⁾。ウォルムセルを抱える外務省経済財政局は、共同市場がフランス経済に与える悪影響を、単一通貨制導入に伴う財政政策上の主権喪失、関税障壁撤廃に伴うフランス社会構造の動揺、外国人労働者のフランス社会へ

の流入、植民地（フランス連合）との経済関係の四点から、現状以上の経済統合への進展に難色を強く示した⁽⁵⁾。ケドルセは早い時点で、対外経済の観点から、EPCにおける経済統合の計画を支持することは難しいと考えていたのである。

しかし恐らく53年2月に作成されビドー官房に残された覚書の最も特筆すべき点は、当時の欧州統合に対するケドルセの主要官僚の抵抗感とその理由を明言していることである。覚書では、EPCが連邦主義的に設立されるべきかそれとも国家連合的かという対立軸は、この論争の本質を表していないと断じ、フランスにとっての問題は、EPCがヨーロッパを取るかフランスを取るか、という選択を突きつけている点にあるとしている⁽⁶⁾。フランスは、世界大の使命とヨーロッパ的使命を調和しなければならない。それゆえ覚書では、フランスが認識すべき次の三つの前提条件を挙げる。ECSCが既に成立しており欧州各国が共通の任務にあたらなければならないこと、大陸欧州のなかでフランスだけが国連安保理の常任理事国であるのと同時にドイツに対して権利を留保していること、フランスだけが旧植民地共同体であるフランス連合を有していることであった⁽⁷⁾。

これをうけて、当該覚書は、以下のような共同体像を望むべきものとする。すなわち、欧州統合組織は設立されるべきであるが、ECSCが設立されている以上いまさら国家連合的な制度を導入するのは不適切であるし、連邦主義的にすべての領域を統合すれば、フランスがソ連に対して有しているドイツ問題への発言権はどうなるのか。また既存の二共同体にはフランスの海外領土は含まれていない。それゆえ、フランス連合を維持するためには共同市場への参加を取りやめることがまず必要である。こうして、制度的には主権国家が主権を保持したまま共同体に参加し、主権国家の共同体の集合体としてナショナルな要素と共同体的要素を均衡させることが、設立する政治共同体の制度的思想のなかに取り入れられなければならないというのである⁽⁸⁾。

このような機能主義的な超国家性よりも、当時の国際状況に基づくフランスの多層的な国際的地位に応じた欧州統合への対応を優先する姿勢は、53年2月11日に、ビドー邸で開催された外務省幹部との会談でほぼ確定した⁽⁹⁾。当時の最高幹部に加えその後のケドルセの中核を担う中堅幹部がそろったこの会議で、ビドーと外務官僚は率直な意見交換を行い、連邦主義者として憲法委員会でEPC草案作成に従事したテトジャン（Pierre-Henri Teitgen）によるEPC擁護にも関わらず、現状のフランスではEPCが難問をもたらすという点で、両者は見解を一致させたのである⁽¹⁰⁾。

この会議で一番問題となったのは、EPCの性格およびEPCにおける経済領域とフランス連合をめぐる問題だった。二院制および下院の普通選挙の導入といった制度的な問題は、この会議では殆ど問題にならなかった。外務次官のパロディ（Alexandre Parodi）は、フランスが旧植民地の海外領土に多大の投資と財政援助をし、その海外領土を基盤としてフランスが世界大の責任を果たしているのに対して、他国はなんら財政的負担をしないままでEPCを形成すれば、そのようなフランスの特権と義務は消滅するばかりか、いずれ再統一するドイツに欧州の重心が移り、フランスは世界的にも欧州的にも存在感を喪失すると発言する⁽¹¹⁾。つまり、フランスが選ぼうとしている共同体は、フランスの主権が喪失するものであり、フランスは「独立国としての地位」を失うというのである。このパロディの言明に呼応して、セイデュ、ドゥ・ラ・トゥルネル（Guy de la Tournelle）、ソーヴァニャルグ（Jean Sauvagnargues）といった外務省の中堅幹部からは同様に、EPCの参加によってフランスが弱体化するという懸念が表明された。テトジャン側に立って、統合に積極的な姿勢を示したのはアルファン（Hervé Alphand）だけだった⁽¹²⁾。

その中で、経済統合の具体的な問題を論じたのがウォルムセルだった。1933年にケドルセに入省して以降、ほぼ一貫して経済畑を歩いてきたウォ

ホルムセルは、交渉の西独側のカウンターパートナーとなるハルシュタイン (Walter Hallstein) から反独・反欧州の心性なるも人並なずれた頭脳の持ち主として評価され⁽¹³⁾、54年からは経済財政局局長に就任した後は駐ソ大使として66年に転出するまで、フランスの欧州統合政策を外交の現場で担い続けた人物だった。後のローマ条約交渉においてフランス代表を務めるウォルムセルは、このEPCにおける経済統合問題でも、フランス代表の前面に立つことになる。

ウォルムセルは、憲法委員会草案ならびにバイエン提案が想定する全般的な経済統合について、以下の二点を理由に批判した⁽¹⁴⁾。第一に、全般的共同市場はフランスにとって得にならないというものである。フランスの工業は原料を輸入して加工する産業が主流だが、全般的共同市場を構築しても、欧州国内からそのような原料を調達できる訳でなく、欧州大の共同市場を構築しても、フランスは輸入国で有り続ける。であれば、原料調達元であるフランス連合との関係が依然として重要となる。第二に、共同市場を実現するのであれば、農業を含め幾つもの経済セクターを同時に近代化することが必要となるが、現状ではそのような多数のセクターの一斉的調和化は非現実的である、という理由だった。

これに対してビドーは、ミニマリストであることを強調するものの、フランス連合についてはまだはっきりとした決断を取れずにいた。ビドーは、ヨーロッパ統合の必要性とフランスの世界大の役割を果たし続ける必要性の双方を指摘しつつも、フランス連合の問題については、「ヨーロッパの一員であると同時にヨーロッパの一員ではないことが必要だ」として、明言を避けた⁽¹⁵⁾。しかし、ケドルセの経済財政局と政治局はどちらもフランス連合のEPC包摂に反対しており、ビドーが政治的にこの問題の決着に動かない限り、この論点がフランスにとってEPC受け入れの最大の障害になっていることは変えようがなかった。そして一貫して、フランス連合をめぐる問題が、

フランスが EPC に対して消極的な態度に終始する、最大の要因であり続けるのであった。

1952 年から 53 年にかけて、シューマンからビドーへの外相交代を契機として、農業共同体交渉と同じく、フランス政府の欧州統合に対する態度は、積極的から消極的へと大きく変わった。この方針転換は、これから見るように、ヨーロッパ統合の動きをブロックさせることとなる。1954 年 8 月末の国民議会における EDC 条約の否決に至るフランスの統合への離反は、1953 年から既に明瞭にあらわれていたのである。

戦後西独の外交的枠組みと実利的連邦主義

他方で、EPC 交渉の中核国の一つである西独の対応は、構造的にプラクティカルな連邦主義に彩られていたが、それは当時の西独の外交政策と国際環境に大きく影響されたものだった。ここでは、EPC が議論されていた 53 年前後の西独の EPC 政策への基本的視座を認識するために、今一度戦後西独の外交的枠組みと国際環境について確認しておこう。

EPC を議論していた 1953 年という時期は、戦後敗戦国として被占領国の状態から出発せざるを得なかった西独にとって、まだ外交を取り巻く所与の条件が形成されていない創成期の只中であつた。ドイツは分裂国家として再統一という厄介で特別な外交目標が西独を拘束し、西独の主権はいまだ完全には回復しておらず、くわえて安全保障秩序への組み込みも論争の真っただ中であつた。EPC の母体である EDC は、西独にとってはヨーロッパ統合というよりも安全保障秩序にかかわる問題であり、むしろ注目しなければならないのは、そのような外交的方向性が未決の中で、ヨーロッパ統合が、もっとも方向性が定まった外交政策として西独を包み込んでいたことである。なぜならそれは、冷戦構造によってシビリアな影響を受ける西独にとって、大西洋世界との結合、西ヨーロッパ内での結集、そして共産主義ソ連に対する対

抗を一挙に実現するために、ヨーロッパ統合はうってつけの手段だったからであった。それに加えて、ドイツ国内においてプロイセンのプロテスタント世界と対抗するライン地方のカトリック世界に生きるアデナウアー首相 (Konrad Adenauer) にとって (Loth, 2004), 当時の仏伊ベルギーの政権がキリスト教民主主義政党 (フランスは MPR, イタリアは DC, ベルギーは PSC) に主導されていたことは、カトリック的ヨーロッパの統一という点でも望ましいものであった⁽¹⁶⁾。

しかし、そのような連関性ゆえに、ヨーロッパ統合は西独の主権回復と安全保障秩序への組み込みと不可分であり、52年のスターリン・ノートによって大きく国内が揺さぶられている西独にとって、EPCのプロジェクトが当初望んだようなヨーロッパ統合の完遂という目標は、時期尚早のアジェンダだった。と同時に、西独にとって西側世界との結合 (西側結合 Westintegration) 以外に、基盤的な外交的方向性はありませんでした (Haftendorn, 2006: 40)。このような条件下では、ヨーロッパ統合へのプライオリティは、外交的な主権回復や共産主義からの庇護の一手段としてなされなければならず、それゆえアデナウアーは早くからヨーロッパ審議会へのメンバーシップを希求すると同時に、西側結合の下部類型としてのヨーロッパ統合を積極的に支持したのである。

しかし、これまで見てきたように、ヨーロッパ統合を実際に実現することを検討し始めると、経済統合の問題は不可避であった。ここに、当時の西独特有のヨーロッパ統合に対するパラメータ構成が生成される。すなわち、西独は、統合に対する消極性 (後述) と積極性 (西欧内の結束重視) の間で揺れ動いていたこと、外交を主導するアデナウアーと国内経済政策を統括する経済相エアハルト (Ludwig Erhard) との間で、統合に対するきわめて強い意見の相違があったこと、この相違が外務省と大蔵省との路線対立へと転化していったこと、そしてこの対立が EPC 交渉時期においては解消できな

かったことである。

全般的な条件として西独は統合に積極的な構造に組み込まれており、実際これまで述べてきたように、西独はフランスと対比してイタリアとならぶ連邦主義的な立場に立ってEPC交渉を進めていた。しかし西独はEPCの設立に際してザール問題を抱えており、これが、西独が諸手を挙げてEPC推進することを妨げる要因になっていた。ザール問題とは、EPCを構成する上院は加盟国毎の代表によって構成されることが想定されていたわけであるが、当時特別の国際的地位にあったザールに、西独ともフランスとも異なる独立した主体として上院に代表を送り込むことできるかどうか、という問題であった。フランスはザールのEPC上院参加を、ザール独立への道にそった当然の措置と考えていたのに対し、ザールの独立に反対する西独は、ザールがEPC上院に代表権を持つことに反対した。ザール問題は、EPC交渉の行方を左右する隠れた要因でもあった。

このような条件を考えると、西独がEPCに対して連邦主義的な立場をとったのは、一方でアデナウアーのカトリック的なヨーロッパビジョンを反映していたのに加え、経済統合に関するエアハルトとの対立の中で、連邦主義的統合への志向が、両者の均衡点となったからだった。それは経済統合と制度設計に関する経済省と外務省の以下の二点の議論に見て取ることができる。

第一に、西独の関係省庁は、バイエンの構想を受けて共同市場の設立を実現するに必要な事項を議論し始めたが、そのなかで強調されたのが、加盟国間の通貨交換性の回復とGATT等を舞台とする自由貿易の徹底的推進だった⁽¹⁷⁾。特に、通貨の交換性の回復と加盟国の財政的安定を達成することが共同市場設立の必要条件と経済省は見做したが、これは逆に言えば、共同市場設立案を実質的に時期尚早と考えていたことを意味する。ただし、経済省自身は、5月のアドホック議会で採択されたEPC草案で政治共同体に経済的権限を付与し、共同市場の設立を議論することになった以上、どのような形

態であれ、経済・通貨・財政政策を検討するためには、EPC交渉に西独経済省がかかわることが必要だと考えていた⁽¹⁸⁾。53年の前半ではまだ、経済統合の進展させるために、「垂直的」統合か「水平的」統合かという問題については決着がついていなかった⁽¹⁹⁾。西独経済省はバイエン構想を奇貨として西独省庁間内でのヨーロッパ統合問題における発言力を確保しようとし、実際にその後経済省の官僚がEPC交渉で大きな役割を発揮することになる。

第二に、西独はEPC全体で考えていた制度設計として、ドイツを模した連邦制の導入を支持していた。これは、ドイツのような州政府と連邦政府との役割分担を明文化したような連邦主義的な制度をEPCにおいて導入することを支持していたことを意味する。それゆえ、このような連邦制では、連邦政府に当たる機構は、いわゆる「超国家的」な機構とは異なる。バイエン構想への対応を協議した西独経済省と外務省間の会談では、EPCによって設立される連邦的ヨーロッパにおいて、最高機関は権限配分権限（Kompetenz-Kompetenz）を有するべきではないことが合意された⁽²⁰⁾。少なくとも経済省内部での議論では、経済的な統合推進のために設立される共同市場のために必要な共同体レベルの権限は、明確に法で事前に定められることが必要であること、共同体レベルの権限と加盟国政府の権限が明確に分別され両者が役割分担を行うことが強く意識されていた⁽²¹⁾。したがって、加盟国政府と共同体機構の間では、加盟国政府が共同体に主権を移譲するのではなく、経済・財政政策の加盟国間協調の際に必要な限りにおいて、共同体機構が加盟国の主権を制限することが行われるべきであって、加盟国が共同体に部分的にも主権を移譲する訳ではないとされた。経済省の計画局局长ミュラー＝アルマック（Alfred Müller-Armack）は、共同体が主権を移譲されるのであれば共同体は「ディリジズム」の誘惑に屈する、と考えていた⁽²²⁾。

このように、当時の西独のEPC政策は、連邦主義に基づく制度的枠組みをめぐる省庁間の合意が存在した一方で、共同市場に向けた経済的統合の手

法をめぐってはまだ議論が続いている状況にあった。それゆえ、経済統合に関しては経済省内で議論を進めつつも、統合への積極的な態度を示すためにも、戦術的に連邦制擁護の姿勢を示したのである。それゆえ、西独のEPCに対する姿勢は親統合で積極的であったにもかかわらず、どこか真剣味にも欠けていた、実利的連邦主義とでもいうべき態度に彩られていた。

第五節 1953年におけるEPC政府間協議

政府間交渉におけるEPC議論：超国家性と経済統合への指針

第二節の終わりで見たように、ヨーロッパ憲法草案（EPC条約草案）の採択と当該草案の六カ国外相への受託は、EPCの交渉が新しい局面に入ったことを意味した。38条に規定されていたように、EPC草案を実現する政府間会議が始まることとなったのである。この政府間会議こそ、1953年9月から10月にかけて3週間にわたって行われたローマ外相代理会議だった。この外相代理会議は、53年に開催された五回にわたるECSC外相会談（ローマ、ストラスブール、パリ、バーデンバーデン、ハーグ）の一環として開催されたものであると同時に、EDC条約に基づいて開催された唯一の公式な政府間会議でもあった。53年のこの一連の外相会談における議論こそ、六カ国政府が政治共同体に正面から対峙した瞬間でもあった。

さて1953年外相会談は、2月のローマ会談で幕を開ける。この会談の最大の議題は、前年12月にオランダ政府が五カ国に提示した経済統合提案についてだった。第三節で触れたこのベイエン構想は、憲法委員会においては論点として提示されつつも重視されなかった経済統合の必要性を指摘し、具体的には関税同盟の実現を求めるものだった（遠藤編2008b）。しかし第二節でみたように、ベイエン構想に対する見解は否定的なものが大勢を占め、そこでオランダは、このローマ会談の直前の2月14日に、自らの経済統合

構想の修正版を六カ国に提示した。ここで初めてオランダは、EPCにおける経済統合の目標として「共同市場 *marché commun*」という用語を使用して、人と商品の自由移動が可能となる欧州の経済圏の構築を打ち出した⁽²³⁾。ただし、この第二覚書の文面は、六カ国が共同市場の構築に向けた関税規定、財政規定、その他経済政策的取り組みと、その実現に向けた障害を緩和するような例外条項の整備の必要性に留まっており、そのような経済統合をどのような制度的な枠組みの中で実現するかという点には触れていなかった。

しかしローマ外相会談においてバイエンは、経済統合の実現とそれに必要な超国家的機関の設置、そして閣僚理事会も経済統合政策に関与することを訴えた⁽²⁴⁾。その骨子は、経済統合を特定のセクターで進めることで他のセクターへの波及を図ること、またそのような統合の第一歩は関税同盟によって開始すること、加盟国間で形成される単一市場の調整に必要な権限が共同体に帰属すること、取り分け例外条項が共同体の超国家的機関の管理下で運営されることにあった⁽²⁵⁾。この経済統合の議論は次回のストラスブールでの会議（EPC草案をアドホック議会で採択するのに合わせて開催予定だった）で詳しく検討されることとなったが、アデナウアー、デ・ガスペリ（Alcide De Gasperi）は経済統合を原則的に同意していたし、ビドーもその検討の必要性は認めていた。むしろ問題は経済統合における超国家的機関の設置の必要性についてであり、ファン・ゼーランド（Paul van Zeeland）は注意深く超国家性についての言及を回避し、アデナウアーはその必要性に疑問を明示し、そしてルクセンブルグのベック（Joseph Bech）は権限が明確にされていない段階で超国家的機関に主権を新たに移譲することはできないと明言するなど、賛同者を得ることができなかった⁽²⁶⁾。つまり、バイエンによる経済統合と超国家的機関の設置の二重の要求は、前者はEPCにおける議論として引き続き議論されることが明らかだったのに対して、後者については、当初より議事日程化することを他国から拒否されたのである。

「幻のヨーロッパ」?

このように2月のローマ会談では、バイエンの経済統合提案は、原則的にEPCの権限がECSC・EDC以外にも及ぶこと、また経済問題の協議が必要である点はどの外相も同意したが、経済統合を実現する手段として関税同盟が適切であるかどうかについては判断が保留された⁽²⁷⁾。この問題は、単なる関税障壁の撤廃にとどまらず、とりわけ通貨交換性の問題にも触れる⁽²⁸⁾、専門家を交えたさらなる検討を要する課題であることが明らかだったからである。

フランスも同様にバイエン構想に懐疑的だった。それは、なにより経済統合をEPCの権限に含めること自体に反対だったことに加え、関税同盟と共同市場の構築がもたらす複雑な問題が背景にあった。ウォルムセルは、バイエン構想がプール・ヴェール構想に置き換わる包括的な農業・経済統合構想であると考えた⁽²⁹⁾。しかし彼によれば、農業だけでなく経済全般にかかわる共同市場の構築には、以下の四点の問題が考えられた。第一に、共同市場の構築に不可欠な単一通貨の導入に伴う財政主権の喪失について、第二に、関税障壁の撤廃に伴うフランス産業への影響について、第三に、人の自由移動に伴う外国人労働者の流入に伴う問題について、第四に、フランス連合との関係について、最後に第五に、六カ国の共同市場と世界経済の関係について、である⁽³⁰⁾。フランスは常にヨーロッパ統合の必要性については否定していなかったが、統合の現実的帰結が自国の政治経済状況に及ぼす影響も同様に考えていた。関税障壁の撤廃と労働者の自由移動を実現することは、その当時のフランスの社会経済状況を鑑みれば、あまりに現実味に乏しかったのである⁽³¹⁾。

「フランスは我が祖国、ヨーロッパは我が運命」：ストラスブールにおけるEPC設立条約草案採択

第2節の最後でふれたように、3月11日のストラスブールでのアドホック議会総会でのEPC設立条約の採択は、このような政府間協議が進む中で行われたものだった。このストラスブールでの外相会談で問題になったのは、

このストラスブルで果たされたアドホック議会による EPC 設立条約草案の採択の意味である⁽³²⁾。バイエン、アデナウアー、デ・ガスペリはこのアドホック議会による EPC 条約の採択が EDC 条約 38 条の規定に合致するものとして、採択から 3 カ月以内の政府間協議開始を主張した⁽³³⁾。特にオランダは、経済統合にむけ遅滞なく準備を進めるための覚書を作成し、準備委員会を立ち上げて EPC 条約の検討を進めることを提案した⁽³⁴⁾。この点に関し反対したのがベルギー、ルクセンブルグ、そしてフランスだった。ファン・ゼーランドとベックは六カ国による会議開催が必要であることに同意しながらも、それが 38 条の規定に即した会議とすることについては反対し⁽³⁵⁾、ビドーは、開催される会議は 38 条とは無関係であることを求めた⁽³⁶⁾。ただし、このファン・ゼーランドとビドーとの考えには相当の開きがあった。ファン・ゼーランドは、すぐ後にみるように、超国家的統合については強い抵抗を示すものの、その手法に縛られない統合の幅広い領域での検討にはむしろ積極的な姿勢を見せたのである⁽³⁷⁾。

確かに、ストラスブルでの EPC 設立条約草案採択の結果、同草案は六カ国外相の手に受託され、欧州共同体の設立は政府間交渉の正式な議事日程に上ることになったことを否定する国はいなかった。そのために、5月に次の外相会談を持つことについては六カ国間で異議は出されなかった。しかし、この次回の外相会談が EDC 条約第 38 条に定められた政治機構設立を検討するための会議なのか、それともそれとは無関係の会議として位置づけられるのか、という意見の対立は、EPC の設立にむけて政府間交渉がどれくらい制度化されうかという点に本質的に関わるものであり、この二つの立場の収斂はストラスブルでは解決されなかった。それゆえコミュニケには、単に次回の会合を 5 月 12 日に持つ、としか記されなかった⁽³⁸⁾。

短い EPC の季節にあって、一般的には、ストラスブルでの EPC 設立条約の採択は、欧州の共同体構築にむけた期待が最も高まった時とされる。

「幻のヨーロッパ」？

確かに、ストラスブールでのアドホック議会の開催時に、開催国の代表として演説を行ったビドーは「フランスは我が祖国、ヨーロッパは我が運命 (La France: ma patrie, l'Europe: mon destin)」⁽³⁹⁾と宣言し、その期待が多いに膨らんだことは間違いがなかった。しかし同時に、その裏側で開かれていたストラスブールでの外相会談は、六カ国間の溝がいかに埋めがたいものであるかをお互いに知る機会となった。

これから見るように、論点は多岐にわたり対立軸は錯綜していたが、ストラスブール会談からパリ会談にかけての議論の推移において重要なのは、政府間交渉における超国家的統合の志向性が明白に後退し、その代わりに、経済統合をめぐる論点が正面に据えられたことである。この議論の展開は、EPCに対してもっとも消極的なフランスが、六カ国の中で劣勢の状況下でもっとも現実的な路線として、連邦主義的な統合に積極的な独伊と経済統合と超国家的機関の設立を主張するオランダと比べて、相対的に穏当なファン・ゼーランドのベルギーに近い立場を選択したからである⁽⁴⁰⁾。

そのファン・ゼーランドは、ストラスブール会談終了後から活発にEPC交渉に対して注文の口火を切る。ファン・ゼーランドの要求とは、EPC設立条約の無期限化への反対、上院のパリテ、閣僚理事会権限の強化、そしてEPCの経済統合への参与の四点であった⁽⁴¹⁾。最初の三点は、EPCの超国家的性質を薄め、より「国家連邦的 Confédéral」な方向性を志向していたのに対して⁽⁴²⁾、最後の点は、フランスにとっては看過できない経済統合強化を志向していた。

前節でみたように、フランスは経済統合の問題に対して強く抑制的な態度を保っていた。2月のバイエンの修正案の提案以降、経済統合の問題はフランスにとって想定以上の展開を見せており、ただでさえ経済統合に対しては否定的だった外務省経済財政局は、特に労働者と商品の自由移動を実現する共同市場の実現に対し、フランスの社会経済にとって強い悪影響をもたらす

と、反対の姿勢を崩さなかった⁽⁴³⁾。

EPC 政府間交渉における対立軸

いずれにせよ、政府間協議における EPC 交渉は、EPC がそもそもどのような共同体なのか、という問題を根本に抱えながら、その具体的な組織形態を巡る問題と、経済統合の実現のために必要な制度と政策措置の実現をめぐる問題の二側面に分かれながら、六カ国で議論が進むこととなる。六カ国における EPC をめぐる対立は複雑であり、ここでは先にこれ以降の EPC 交渉で基線となる六カ国間における対立について俯瞰しておきたい。議論を整理すれば、EPC をめぐる論点は①EPC の性格、②EPC の権限の拡大、③執行権の保有者、④閣僚理事会の権限、⑤上院の構成、⑥経済統合の六点にまとめられる(表1参照)⁽⁴⁴⁾。①から⑤までが、前述で言うところの具体的な組織形態をめぐる問題であり、⑥が経済統合・共同市場に関する問題である。第一の論点は、そもそも EPC がどのような性格をもった共同体なのか、という問題に対応するものである、EPC は ECSC と EDC の二共同体を上から統御する共同体なのか、それ以上の一般的なヨーロッパ共同体なのか、と

表1 EPC の対立軸

	EPC の姿	権限拡大	執行権	対外政策	上院	経済統合
フランス	二共同体 Coiffé	否定的： 全会一致承認	閣僚理事会	二共同体踏襲	パリテだが 問題視せず	否定的
西独	ドイツの連邦	肯定的： 自動的	欧州政府	新権限付与	加重性	推進的
イタリア	連邦的	肯定的： 自動的	欧州政府	新権限付与	加重性	弱く推進的
ベルギー	国家連邦	肯定的： 全会一致承認	閣僚理事会 + 欧州政府		パリテ閣僚 理事会	推進的
オランダ	EEC 的	肯定的： 経済領域優先	閣僚理事会 + 欧州政府	二共同体踏襲	加重性選出 制	強く推進的
ルクセンブルグ	二共同体 Coiffé	否定的： 全会一致承認	閣僚理事会	二共同体踏襲	パリテ閣僚 理事会	保留的(農業除外希望)

いう点である。この問題はより具体的には EPC の権限拡大に関する規定について議論となった。というのも、EPC が ECSC と EDC を統御することを目的とする共同体であれば、この二共同体以外に関連する政策領域に EPC は権限を持つのだろうか。二共同体の政策領域とそれに関わる権能を EPC が持つことについては議論の共通理解だったが、それ以上の権能をどのように拡大していくかについては、すべからくあらゆる権限に拡大すると考える国家と、加盟国すべての了解がなければ拡大はできないと考える国家に別れることとなった。第三の論点は、EPC の政策を実際にどのような機関が行うのかという点に関してであり、これを完全な超国家的機関が実施するという立場と、加盟国の代表によって構成される合議体が政策を進めるという立場に別れた。第四の論点は、EPC が持つ対外的な側面について、EPC が連邦であるとするならば当然に対外的な主権を持ち、対外政策を行うこととなる。この点について、EPC が持つ対外政策の姿について ECSC・EDC に規定されている対外政策の権能をそのまま踏襲とする立場と、より広範囲な対外政策を EPC は執り行うという立場に別れることとなった。第五番目の論点については、経済統合が EPC においてどれくらいのプライオリティを持ち、またどの手筈の下で実施されるべきかについてである。

大きく分ければ、政府間交渉が始まる 1953 年初頭においては、憲法委員会の時と同じく、西ドイツとイタリアは最大限の政治統合の達成を主張する「マキシマリスト」であったのに対し、フランスは「ミニマリスト」でオランダ・ベルギーはその中間だった。このような対立構図は、実際フランス自身が認識していたことでもあった⁽⁴⁵⁾。ルクセンブルグは、ベネルクスの一員としては例外的に、この EPC 交渉ではほぼ一貫してフランス側に立ちフランスの交渉主導を望んだ。独伊が典型的な連邦主義の主張をしていたのに対して、オランダ・ベルギーはどちらかと言えば加盟国による共同体統御の余地を残すことを主張していた。他方で、この四カ国は、EPC 枠内での経済

統合実施を強く望んでいた点で、フランスとルクセンブルグと強く対立した。要するに、フランス・ルクセンブルグ、オランダ・ベルギー、独伊の三つのブロックに分かれて意見を戦わせていたのである。とはいえ、EPCにおいて最も意見が食い違っていたのは、①EPCの権限、②政策執行主体、③経済統合の実施方法についてであった。

パリ会談における EPC 設立合意

1953年5月12日から13日にかけて行われたパリ会談は、EPCを政府間協議の場に進めるものであり、先の3月9日のEPC設立条約草案に対して具体的な六カ国政府の対応が開始するものだった⁽⁴⁶⁾。結論から先に述べれば、パリ会談で合意された内容は、二院制を備えたEPCの下院において普通選挙を実施して議員を選出すること、そしてEPCが新しい権限を獲得する際には全会一致での賛成を得ること、そしてEPC設立条約草案の内容を協議するために、外相の代理人としての専門家による政府間協議を行い、その代理人会議において作成された報告書を外相会議によって検討すること、すなわち、その後二つの政府間会議の開催を予定していること、の三点だった⁽⁴⁷⁾。ここで合意されたことは、決してEPCの設立を六カ国外相が合意した、ということではない。コミュニケでは慎重にも、EPCの設立が必要なことを六カ国が認め、そのために必要な議論を行うために政府間交渉を行う、と記されている。

パリ会談におけるこれらの決定は、一方で大きな一歩だった。アデナウアーの忠実なる片腕だった西独外務省のブランケンホルン (Helbert Blankenhorn) は、最初の合意点だけでも、「革命的決定」であり、パリ会談の合意内容がヨーロッパ統一に向けて大いなる前進を意味していたと称賛している (Blankenhorn, 1980: 149-150)。しかし、二日間にわたるパリ会談は、六カ国の主張が複層的に混じり合うものとなった。会談はまず、ストラスブール

での外相会議での議題と同じく、アドホック議会での条約草案の提出を受けて政府間協議を行うかどうか、という点から始まった。これは、EDC 条約 38 条の規定を受けてそれをどのように実行に移すかどうか、という大きな問題と絡んでいた。デ・ガスペリ、アデナウアー、バイエンは即急な政府間交渉の招集とそれと並行して官僚を交えた専門家による技術的問題の交渉が必要と認識していた⁽⁴⁹⁾。これに対してファン・ゼーランドは厳密な 38 条の適用を主張した。これは専門家協議に議論を委任せず、政府が責任を持って交渉に臨むことを意味した⁽⁴⁹⁾。会談で議長を務めたビドーもまた、政府間交渉の開催に賛成した。しかし、その理由はファン・ゼーランドと正反対だった。ビドーは、アドホック議会が作成した EPC 設立条約草案が ECSC と EDC を「上から被せる (Coiffer: コワフェ)」以上の共同体の設立を考えているため、政府が責任をもってこの動きを統御しなければならない、と考えたためであった⁽⁵⁰⁾。このビドーの抑制的な立場に比べれば、ファン・ゼーランドは ECSC と EDC をコワフェした以上の新しい権限を EPC が保有する立場を最初から明確にしていた⁽⁵¹⁾。

ファン・ゼーランドの立場は、このパリ会談ではそれまでと大きく異なっていた。ベルギーは、経済統合に関しオランダとフランスの中間に位置するような弱い推進派の立場にいたが、このパリ会談では EPC の新権限の保有を主張し、「共同市場に基礎を置かない EPC の設立には同意できない」⁽⁵²⁾として、経済統合に対する要求をはっきりと打ち出し、フランスと対峙することとなった。さらに制度的な組織形態に関する問題では従来の中間的な立場から、より積極的に会談でのイニシアティブをとるようになっていった。

このパリ会談において仏独伊は、EPC の性格について、EDC・ECSC の二共同体の民主主義的統御を行うものという点で一致した。しかしオランダは、さらに踏み込んで、経済統合を行う主体となることを主張する⁽⁵³⁾。他方で、この経済統合を政治統合に先駆けて行うか否か、という点についても意

見は分かれた。オランダは明示的に政治統合が遅滞する場合経済統合を先行すべきという立場であったのに対して、ベルギーは並行的、他国は政治統合優先の態度を示す⁽⁶⁴⁾。経済統合については、これがバイエンによってEPC交渉途中にアジェンダとして挿入されたことから、それ以外の四つのEPCの制度設計の根幹にかかわるような政治統合の問題とは論理的に連結しにくい問題だった。このようなやや孤立した問題の存在は、EPCをめぐる対立軸を一層複雑にした。

しかし、これほど多くの意見の相違にも関わらず、外相会議は一度としてデッドロックに陥ることはなかった。ビドーの執拗な主張によって共同体声明の中に挿入された「共同体の権限は全会一致による決定でもって追加される」という文言⁽⁶⁵⁾は、ヨーロッパ運動やアドホック議会内部のヨーロッパ主義者から強く批判されることになるが、デ・ガスペリやアデナウアーは不満を抱くことはあっても強く反対することはなかった。なぜならば、実のところ、六カ国が考えていたEPC像にはある程度の共通点があったからである。それは、純粋な「連邦」の形成をもちや誰も考えていないことだった。アデナウアーの代理として出席したハルシュタインは、西独政府はEPCが国家による共同体の構築であって、単一的な共同体の形成ではないことを明言した⁽⁶⁶⁾。これは、西独が考えていたEPCの連邦制とは、ようするにドイツの連邦制度をなぞった主張だったことを意味している。西独がそれぞれに独自の権限を保有した地方分権の集合体としての州の集合体として存在しているように、EPCも加盟国がその独自性を失わないままで、共同体を形成することを求めていたのである。

このパリ会談で明らかになったのは、政治共同体における国家を超える共同体へのビジョンが、六カ国間でそれなりの収斂を見せていたことだった。それは、主権国家と超国家的な機関がどのようにすれば共存できるのか、という問題意識に対する解答であった。それが現れたのが、ファン・ゼーラン

「幻のヨーロッパ」?

ドが会談二日目に行った発言である。この言明は、六カ国間における EPC 像の均衡点を提供した。ファン・ゼーランドは、EPC がどのような共同体であるのかについて以下のように発言する。

「ヨーロッパは個人と国家によって組織化された人民の集合体 (agglomération) である。それゆえ、個人も国家もどちらも無視することはできない。個人は、選挙によって選ばれる議会において代表され、国家はもう一つの議会において代表される。それゆえ、共同体を以下のように実現されることが望ましい。この共同体は、主権国家の共同体という性格を保持しなければならない。その際、その法人格は維持され、国家の世俗的な使命と道徳的な権威は保たれ、全ての人々の利益になるために行使されるある種の権力 (pouvoirs) を超国家的な機関が使用できるようにするのである」⁽⁵⁷⁾。

ファン・ゼーランドはさらに、「政治共同体は一つの国家であってはならない。それは複数の国家から成る一つの共同体である (Communauté Politique ne doit pas être un Etat, mais une Communauté d'Etats)」と断言した⁽⁵⁸⁾。このように各国は、超国家的要素と加盟国のナショナルな要素を常に均衡させながら、統合の最適化された統治モードを追求していた。このような均衡解がファン・ゼーランドによって提示されたことは、連邦主義者のドゥウースやスパークと主権国家によって構成される統合論者のファン・ゼーランドの力が拮抗していたベルギーの国内議論の様相が、六カ国での拮抗的な立ち位置に反映されたと考えることもできよう。

他方で、EPC に対して最も消極的な態度を貫いたのは、他ならぬ議長国のフランスだった。ビドーは、国内的な問題からアドホック議会による EPC 条約草案には態度を表明できないとする一方で、今後の EPC 交渉の展

開について、官僚レベルでの外相の代理人会議を開催することを提案した⁽⁵⁹⁾。これは、ストラスブール会議の時に紛糾した38条に基づく政府間会議の召喚について、純粋な政府間交渉を開始することを避けるための妥協案だった。つまり次回に開催されるEPC設立協議は、外相による直接協議ではなく、各国外相の代理人として専門家が集まってマラソン会議を行い、そこでEPC設立に関する問題点を洗い出し、六カ国間の合意を目指すことが合意されたのである。場所として挙げられたのは、ローマだった。

この代理人によるローマ会談は、6月13日から7月1日まで開催することがパリ会談では合意された。その上で、7月10日にハーグで外相会談が行われることが、ローマでの代理会談開催と合わせてコミュニケにおいて発表されたのである⁽⁶⁰⁾。しかしこの日程は、このパリ外相会談が終了してすぐ、フランスのマイエル内閣が国民議会における政争を受けて瓦解し、空白内閣の状態になったために守られず、六カ国外相は8月に独仏国境に近いバーデンパーデンにおいて会議を持つこととなった。

このバーデンパーデンにおいて、六カ国は再び激突した。その要因は、パリ会談では仲介者の役割を演じていたベルギーが、明確にオランダ寄りになったことである。ベルギーは、パリ会談終了後のオランダとの外相会談において、EPC交渉において経済統合の実現を第一目標とするとして、同交渉におけるオランダ＝ベルギー間の共同戦線の確立をはっきりと確認した⁽⁶¹⁾。

このバーデンパーデン会議において合意されたことは、EPCがECSCとEDCをコワフェする共同体であることを出発点とすること、EPCに二院制を設置すること、二院とは別に閣僚理事会を設置することであった⁽⁶²⁾。さらにEPCの本質的姿として、パリ会談に引き続きファン・ゼーランドが超国家性要素とナショナルな要素を均衡させる考えを披露した。曰く、「加盟国が共同体的計画もナショナルな計画も尊重するような、新しい性格の超国家的な性格の組織を作らなければならない。つまり、共同体の中での主権国家

の連合体 (Association) である」, と⁽⁶³⁾。

確かにこれらの合意点は、実質的にはパリ会談で合意されたことに過ぎなかったが、それでも合意点として対外的に公表することには大きな意味があった。実際のところ、各国の対立、とりわけフランスの EPC 設立に対する抵抗は強く、コミュニケの作成のために議論は徹夜で続いた (Blankenhorn, 1980: 164)。結果公表されたコミュニケには、EPC における二院制の導入、閣僚理事会の設置、そして EPC の根本的な目的としての共同市場の設立という文面が躍ったのである⁽⁶⁴⁾。

こうして EPC に関する議論は、実質的な進展をみないまま、制度的な問題における原則的合意と具体論における対立、経済統合における共同市場の実現をめぐる具体的措置の議論へとベクトルを移していくようになるのである。その意味で、次に開催されるローマ外相代理会議において、経済統合が専門家によって協議されたことはある意味自然な成り行きでもあり、EPC が跳躍するかどうかは、このローマ会談の成否にかかっていたのである。

第六節 忘れられた会議：ローマ外相代理会議

ローマ外相代理会議の幕開け

ローマで外相代理会議が開かれたのは、9月22日から10月9日までのことであった。外相代理 (Suppléant) として出席したのは各国政府の外務省の局長・大使および専門家であり、各国の代表団代表は、フーケ＝デュパルク (Jacques Fouques-Duparc: フランス駐伊大使)⁽⁶⁵⁾、ハルシュタイン (Walter Hallstein: 西独外務次官)、ベンヴェヌーティ (Ludovico Benvenuti: イタリア外務次官補)、スタルケンボルグ (A. W. L. Tjarda van Starckenborgh Stachouwer: 元オランダ領インドシナ総督、特別全権大使)、デ・ステルケ (André de Staercke: ベルギー NATO 常駐大使)、

マジュル（Pierre Majerus：ルクセンブルグ全権大使）である。これらの代表団代表によって構成される指導委員会（Comite de Direction; Lenkungsaußschuß）では、議事日程、総論や重要な問題が議論された。この指導委員会は、20日間近く続いたマラソン会議のなかで、12回開かれた。実に一日毎に開催された計算で、きわめてインテンシブな議論が繰り返されたことが垣間見られる。このローマ外相代理会談は、EPCの政府間交渉のハイライトでもあったにも関わらず、多くの統合の歴史で言及されないままになっている忘れられた会議でもある。以下、西独、フランス、ベルギーに残された史料、とくに西独側に残された議事録をもとに、どのような議論が展開されたのかを見ていきたい。

第一回目と第二回目の指導委員会において、EPCの基本的な性格・制度設計・権限について各国の見解がまず提示された（表2参照）。前節で触れたように、議論は、独伊／ベルギー・オランダ／仏ルクセンブルグという三つのグループに分かれて対立軸が形成された。まず独伊は、基本的にアドホック議会在採択したEPC条約条文に規定されている様式に賛同し、この条文の微修正でよい、という立場だった⁽⁶⁶⁾。これに対してベルギー・オランダは、EPCにおける経済領域における権限がEPCの成立条件であること、すなわち、EPCにおいて共同市場の構築を最大の目標とする立場だった⁽⁶⁷⁾。

ただしベルギーとオランダは、共同市場に関しては見解を共通させていたが、二院制の制度設計に関しては、やや異なる見解を抱いていた。オランダは、EPCは最初から経済的権能を兼ね備えた共同体として出発するために、この共同市場の運営に必要な権限を備えた超国家的機関（欧州執行委員会）に共同体の執行権を委託するが、執行権を行使できる機関は欧州委員会だけでなく、政府代表によって構成された「ナショナル閣僚理事会」も同様とすることを主張した⁽⁶⁸⁾。これに対してベルギーは、執行権については、ナショナルな要素と超国家的要素の均衡が確保されることが重要という立場にあっ

表2 ローマ外相代理会議における指導委員会の日程

	開催日	指導委員会の議論の内容
1	9/22	フランス以外の五カ国の立場表明
2	9/23	フランスの立場表明
3	9/24	下院における普通選挙
4	9/25	議会、特に下院
5	9/28	1)制度作業部会からの報告書、2)共同市場、西独メモランダム提出、3)執行組織に関する全般的議論
6	9/29	執行機関に関する制度作業部会の報告書
7	9/30	制度、権限配分
8	10/1	制度作業委員会における報告書
特別回	10/2	アドホック議会憲法委メンバーの意見徴収
9	10/3	経済報告書
10	10/5	経済報告書
11	10/7	フランスの見解の再表明
12	10/9	最後の委員会

た。オランダとベルギーとの違いは、オランダが経済統合を効率的に運営するためには超国家的な機関が必要であるという考えが出発点にあるのに対して、ベルギーのそれは、ベルギーのEPC像がフランスの想定するEPC像に近く、主権国家の連合協議体的な発想に基づいて二つの要素の均衡が図られることを追求していたことにあった。

最後にフランスとルクセンブルグは、EPCがECSC、EDCを包括する制度的枠組みであり、それ以上の新しい権限を持たない（ただし将来的な権限拡張は否定しない）こと、執行組織に関して加盟国の政府代表によって構成される閣僚委員会の役割拡大を主張した⁽⁶⁹⁾。ありていに言えば、フランスの立場は、EPCに独自の権能を認めないという点にあり、そのような立場は、このローマ会談に際して、フランス代表団に出された訓令（Instruction）

からも明らかだった。この訓令は三点のポイントに分けることができる。第一に、共同体の権限は限定的でなければならないこと、第二に、海外領土は政治共同体に含まれないこと、第三に、執行府には超国家的な組織と政府間組織の二つの組織が均衡的に存立していなければならないことだった⁽⁷⁰⁾。フランスのEPCに際する目的は、ECSCの効率的運用を手助けすることにはほとんど限定されていた。しかし、この代表団への訓令は、他国から見て、また交渉の論点から考えて、決して明白ではなかったし、実際、ビドーから代表団への指令は書面ではなく出発直前に口頭だけによるものだったという⁽⁷¹⁾。フランス代表団が本国から与えられた訓令は、これまでの流れをうけ、きわめて限定なものだった。

二つの対立軸：経済をめぐる仏－蘭の衝突と制度をめぐる独伊－仏の対立

しかし指導委員会における交渉は、別の論点をめぐる衝突から始まった。それは共同市場をめぐるオランダとフランス間の対立だった⁽⁷²⁾。オランダは初回の委員会において、オランダ政府がEPC成立に際して共同市場の設立を必要条件と考えていることを改めて明言し、経済領域における超国家的機関を創設しこの機関が共同市場の設立と運営を担うこと、また共同市場の設立の結果、経済問題だけでなく社会・財政問題についても共同体が対応しなければならないことを要求した⁽⁷³⁾。これに対してフランスは、共同市場を今設立すればフランス経済の数多の慣習を揺さぶる「革命」をもたらすとして、オランダの求める「自動主義」に反対した⁽⁷⁴⁾。デュパルクは、仏伊関税同盟の交渉に関わった経験も交えて、フランスにとって納得できる競争条件の構築は厳しく、どの政府であれ、共同市場を兼ね備えるEPCを議会に諮ることはできないと主張した⁽⁷⁵⁾。この仏蘭の対立に妥協案を提示しようとしたのがハルシュタインの西独だった。すなわち、EPCには、新しい権限を付与される主体であることを確認することで、将来的な経済的権限獲得に制度的

な余地を含まれることを求めた⁽⁷⁶⁾。デュパルクはこれに呼応し、EPCに経済的権限を含むことを一切拒絶した訳ではなく、加盟国からではなくEPC自身に新領域への権限拡大への提案権を持たせることを求めた⁽⁷⁷⁾。

ここでハルシュタインは、経済および制度を議論する作業部会ワーキング・グループ(Arbeitsausschuß)の設立を提案した⁽⁷⁸⁾。というのも、デュパルク自身が認めたように、EPCにおいてどのような形で経済的な問題を扱う原則は合意されていたが、それを「共同市場」という形で実現するかどうかについては、仏蘭の距離が遠く、これを別個に議論することが必要であり、そして何より西独自身この問題に対して実はまだ態度を決めかねていたからである⁽⁷⁹⁾。そしてさらにこの二つの作業部会に加え、財政問題に関する下部委員会(Unterausschuß)も立ち上げられ、報告書にまとめるための議論が開始された。

第三回から四回にかけての指導委員会の議論は具体的な制度設計に移った。制度をめぐる問題は、大きく分ければ、立法府の問題と執行府の問題の二つに大別でき、さらにそれぞれ細分化することができる。具体的には(1)上院の構造、(2)上院議員の国別議員比率、(3)下院の普通選挙の実施時期、(4)執行府の制度設計、(5)閣僚理事会の役割の五点が、六カ国の見解が割れるポイントとなった。逆に言えば、EPC内に立法権力、執行権力、司法権力をつかさどる三つの機構を配置して三権分立を実現すること、立法府には二院制を導入すること、特に下院では直接普通選挙を導入することでEPCにおける民主主義的なコントロールを実現することについては、既に六カ国間で合意がなされていた。

第一点目の問題は、上院(Senat)をどのように設置するか、具体的には、誰がどのように構成要員を任命するか、という点にあった。既に合意されていたのは、上院は各国の代表によって構成されるという原則である。西独は連邦参議院(Bundesrat)を念頭に置いて、上院と閣僚理事会を融合した加

盟国の議会代表によって構成される機関とすることを主張したのに対し、フランスは政府代表が上院を構成することを主張した⁽⁸⁰⁾。上院に関しては、政府代表によるか議会代表によるかという対立はあったが、あまり重要な問題ではなかった。より大きな問題は、西独が提案した、閣僚理事会との兼ね合いとの問題である。西独による上院と閣僚理事会を一本化の提案は、他の政府からの支持をえなかった⁽⁸¹⁾。上院と閣僚理事会を別建てにして、上院と下院との二院制、そして理事会が執行府の機関という合意がなされて以降は、上院の議論は第二点目の国別の構成比率をどうするかという点に絞られた。

この第二の問題においては、ベルギーとオランダが各国議員の定数を同等とする「パリテ」を主張したのに対し、西独やフランスは、加盟国人口に従って定数を配分する加重、もしくは比例制を主張した⁽⁸²⁾。また下院普通選挙の実施時期の問題については、主に第三回目の指導委員会で話し合われた。これは、オランダを除く五カ国が、EPCの設立と同時に下院選挙を実施することに合意したのに対し、オランダのみが、2年程度の移行期間を置き、加盟国全体で共通の選挙制度を整えるまで下院選挙を行わないことを主張した⁽⁸³⁾。この論点は、オランダのみが独自の意見を取ったこともあり、オランダはその後この主張を撤回する。

第四と第五の問題は、執行府に関するものだった。これは、執行府としてどのような組織を政治共同体の中に設置するかという点に関わっており、先に述べたように、超国家的機関（ヨーロッパ政府）と、執行府におけるナショナルな要素を代表した機関である政府間的機関（閣僚理事会）の二つの機関を設置する際、どのようにこの二つの機関のバランスをとるかという点が問題となった。この問題は制度設計の議論において最も重要なものであり、すぐ後で詳しく検討する。第五番目の問題は、ナショナル閣僚理事会について、その構成員を誰からどのように任命するかという点にあった。

これらの制度設計上の論点の多くは、交渉のなかで妥協されることになる。

「幻のヨーロッパ」?

議論の大枠としては、フランスは下院の普通直接選挙制に対し最初から賛成し、上院の構成と執行府をめぐっては、オランダ、ベルギーの考えと近く、むしろ独伊と対立した⁽⁸⁴⁾。前に触れたように、上院の構成をめぐってはすぐに議論は終了し、第二点目については、ベルギー・オランダの主張にフランスをはじめとする他国が折れ、上院の構成比率はパリテとすることが合意された⁽⁸⁵⁾。第五点目は、各国政府代表として閣僚を入れるかどうかについては意見が分かれたが、多くは技術的な問題と見做された。

執行府の議論：閣僚理事会と「ヨーロッパ政府」

制度的な設計でもっとも大きな議論となったのが、第四点目、執行府の制度設計をどうするか、という問題だった。この問題は、アドホック議会が採択した EPC 条約草案第 9 条および第 35 条に規定されていた閣僚理事会が惹起する複雑な問題だった。すなわち、この閣僚理事会が執行府組織のなかでどのような役割を果たすか、またそのことで執行府において超国家的要素とナショナルな要素の均衡をどのように確保するか、が問われた。この問題は、これまで見てきたように EPC を通じて一貫して中核的な論点だったが、このローマ外相代理会談においても、同様だった。この点につき、独伊は、執行府が可能な限り超国家的な存在として加盟国政府から独立していることを主張したのに対し、その他の四カ国は、二者の均衡を確保するために、ヨーロッパ執行委員会のメンバーの半数は加盟国政府から派遣され、委員長にはその中から閣僚理事会から任命される形をとるように主張した⁽⁸⁶⁾。

西独とイタリアが支持する超国家的な執行組織は、しばしば「ヨーロッパ政府」と呼ばれた。EPC の政策を実行する中核的な機構だからこそ、それはまさに「政府」だったのである。「ヨーロッパ政府」に好意的な独伊も、しかし閣僚理事会の役割については大きく意見を異にしていた。というのも、第五回目の指導委員会で西独は、ヨーロッパ政府と閣僚理事会を一本化する

野心的な計画を主張したのに対して、それ以外の五カ国は、どちらに重心を置くにせよ、ヨーロッパ政府と閣僚理事会の二つによって執行府が構成されることを主張したのである⁽⁸⁷⁾。西独と同じく執行府の超国家性を求めたイタリアだったが、実は閣僚理事会の役割を重視しており、閣僚理事会の意思を執行するのがヨーロッパ政府の役割と考えていた⁽⁸⁸⁾。

このように、執行府の制度設計については、超国家性における対立軸と閣僚理事会の役割における対立軸という二つの軸が入り組んでいた。図式的には、前者においては、権限の制限を主張する仏・ルクセンブルグと執行部の強力な超国家化を支持する独伊との間に中間的なベルギー・オランダが位置する三角関係を構成していたのに対し、後者においては、ヨーロッパ政府が閣僚理事会からの統制を受けないことを求める西独・オランダと、その逆を求める仏伊・ベルギー・ルクセンブルグの二項的な対立となっていた。

しかし、このような複雑な対立軸に目を奪われ過ぎてもよくない。なぜならば、西独の超国家的統合の賛同は、文字通りに受け取る訳にはいかないものだったからである。というのも、ハルシュタインは第一回目の会議において、EPCが連邦か国家連合かという対立は無意味であり、共同体が設立されることが大事だと述べたからである。すなわち、各国が主権を保持する一方で独自の権限を持つ超国家的な共同体が創設されるのが、EPCだというのである⁽⁸⁹⁾。実際、西独によるヨーロッパ政府と閣僚理事会の一本化提案は、すぐに放棄される⁽⁹⁰⁾。この意味で、ハルシュタインの考えは、バーデンバーデンにおけるファン・ゼーランドの発言に沿ったものであり、超国家的要素と加盟国のナショナルな要素を二つの執行的な機構を通じて均衡させようとするEPCの制度設計は、六カ国間において実際は合意が成立していたのであった。

経済統合

経済統合の問題に関しては、懸案だった制度問題に一区切りが付いた後の10月3日の第9回目の指導委員会において、経済小委員会によって作成された報告書が提出され、経済統合についての本格的な議論が開始した。この報告書では、本文10頁、全7節で構成されていた。共同市場の定義に関連する第1節から6節までが本文の大半を占め、第一部と共同市場の運営に関わる措置に関する第7節は三行しかなかった⁽⁹¹⁾。この報告書は、経済作業部会での議論のまとめであり、六カ国全体で合意された文書という訳ではない。しかし、その文章からは、経済作業部会での議論がどのようなものだったのかをうかがい知ることができる(表3参照)。

表3 経済作業部会報告書目次

1. 政治共同体における経済全般の目標
2. 共同市場の定義
3. 共同市場の設立と維持に必要な条件
4. 共同市場実現に向けた措置
5. 共同市場と非加盟国との関係
6. 救済・保障措置
7. 条約の特徴と共同体組織の役割

Annexe

- ドイツ代表の見解
- フランス代表の見解
- オランダ代表の見解
- 経済権限に関するベルギー代表覚書⁽⁹²⁾

まずこの報告書における経済統合の目的について確認しておこう。報告書第1節にて、経済統合をEPCで行う目的として、経済成長、生産増大、雇用の促進、生活水準の向上、そして平和の進展が挙げられた⁽⁹³⁾。次に共同市場の定義として、商品、サービス、資本、そして人の自由流通が実現される

状態とされた。ただし、このうち、人の自由移動については、フランスとルクセンブルグは保留の姿勢を示している⁽⁹⁴⁾。共同市場の導入に必要な条件としては、六カ国全体の合意として以下の点が挙げられた。すなわち、加盟国は経済・社会・財政（通貨・予算・信用）政策を実施することであり、取り分け六カ国内でのあらゆる通商上の障壁と差別待遇を撤廃することである。これは共同市場実現のための必要条件であり、具体的な措置としては以下の三点が合意された。(1)数量制限の順次引き下げと最終的撤廃、(2)加盟国間の関税の順次引き下げと最終的撤廃、(3)対外共通関税の導入、である。

この点をめぐって、フランス・ルクセンブルグとそれ以外の四カ国で再び強い対立が起こった。フランスは共同市場という全般的経済統合の実現は困難として明確に反対する意思を表明した。これと併せてフランスは共同市場のアイディアに対して、第一に商品の自由流通は過度の自由競争を生みだす危険性があるため強力な保護措置が必要なこと、第二に共同市場実現には資本の自由移動が最も重要であること、第三に自由流通以前の統合が必要であることを主張した⁽⁹⁵⁾。これに対して、ベルギーは強く反対し、また西独は、自由流通と資本の自由化を最初の実現する必要があることを強調した。

この経済統合の問題に対して、西独とオランダの二カ国がより積極的に意見を表明した。第9回目の指導委員会で改めて西独が主張したのは、共同市場の導入の前提条件となる通貨・信用・財政政策の調和化を条約に明記することと、関税・数量制限の撤廃と合わせて共同体的な関税・貿易システムを導入することであった⁽⁹⁶⁾。そのために、共同体は加盟国間の経済政策の協調、商品の流通措置、保障措置に関して、加盟国を拘束する独自の権限を有するべきだと訴えたのである⁽⁹⁷⁾。オランダはこれに呼応し、経済統合の推進をEPCの中核に据えることを主張した。フランス以外の五カ国は、アドホック議会で採択されたEPC条約草案よりも強い具体的な権限を有する共同体

「幻のヨーロッパ」?

を想定した規程の実現を求めたのである⁽⁹⁸⁾。

これらの主張に対して、デュパルクは、第9回の指導委員会の席上では、経済作業部会の報告書が大体において受け入れ可能であることを認めつつも、現在のフランスの政治状況がそれを許さないと弁明する。経済統合の問題は、多くの具体的な問題をさらに詰める必要があった。商品の自由移動に基づく決済メカニズムをどうするか、自由競争を確保するために必要な競争政策の細部、各国で異なる税金体系の調和化、流通メカニズム等々、乗り越えなければならない問題は列挙にいとまがなかった。それゆえ、第10回の指導委員会の終了時に、この問題について、作業部会での引き続きの議論が必要だと合意されたのである⁽⁹⁹⁾。この時点では、共同市場の実現まではもうあとほんの一步に迫っていた。

代理会議の終わり

10月7日、第11回目の指導委員会が開かれた際、冒頭でデュパルクはフランスの立場について改めて述べた。その表明は、五カ国の立場にかなり歩み寄るものだった。すなわち、立法府については上院のパリテに実質的に同意し、執行府については新しい権限を持った（ECSCの高等機関とは別という意味で）新しい執行組織が設立されなければならないとして、EPCにおいて共同市場が含まれることについて明確な同意を与えたのである⁽¹⁰⁰⁾。ただし、デュパルクは、EPCの発足にあたって、ECSCとEDC以上の主権放棄を行うつもりがないという従来からの主張を含めることも忘れなかった。この点は、共同市場の実現に向けた共同体権限の各論的検討に移ろうとしたオランダ、ベルギー、西独とは対照的だった。また執行府の制度設計については、閣僚理事会とヨーロッパ政府とを組み合わせる政府間要素と超国家的要素に均衡を与えるべきというフランスの立場は、既に他の五カ国に十分に受諾されていた。このような点で、ローマ外相代理会議を通じて、多くの合

意点は既に明らかになっていた。

しかしデュパルクは同時に、この外相代理会議の底流に潜んでいた独仏間の深い溝にも触れた。すなわち、デュパルクによれば、フランスが議論するEPCの問題は出発点を想定しており、執行府にせよ共同市場の実現にせよ、まず何が整備されればEPCの実現に承諾を与えることができるかが問われなければならないのに対し、西独はEPCの問題をその完成形に重点を置いて、自由流通などの実施を経てEPCが完成することを重視する⁽¹⁰¹⁾。すなわち、フランスはEPCの前提条件が十分に整備されて上でEPCを実現することを考えていたのに対し、西独は前提条件となる政策を試行錯誤でもまず実施することを求めたのである。

1953年前半と比べて、ベルギーとオランダ間の共同戦線は固定化し、主たる対立軸は、オランダ対フランスの、共同市場をEPCが出発点から兼ね備えるべきかどうか、および西独対フランスの、共同市場を実現する際の前提条件に対する見解の相違という点へと移行した。ローマ外相代理会議を失敗に追いやった第一の要因は、共同市場をめぐる独蘭対フランスの抜き差しならぬ対立だった。この後でも触れるように、確かに共同市場を巡る問題と制度設計の問題は不可分につながっていた。しかしフランスでさえも、制度設計において、執行府がナショナルな要素と超国家的な要素の双方の均衡を維持する性質を持つべきであること、そしてその執行府が超国家的な性質を有する新しいタイプの組織であることは認めていた⁽¹⁰²⁾。その点で、EPCにおいて既に、統合の組織が完全な超国家的なヨーロッパ連邦構築は放棄するも、それでも国民国家を超えた契機を内側に取り込みつつ、均衡を保ちながら調整を行うことで統合を進める他ないことは、合意の均衡解として登場していたのである。

しかしローマ外相代理会議におけるフランスは総じて五カ国に対して態度保留に終始し、議論の発展を阻止し続けた。具体的な議論は主として西独・

伊・オランダ・ベルギーの四カ国間で交わされた。このフランスの態度は、従前の主権保持を重視していたベルギーのファン・ゼーランドですら苛立たせるものだった⁽¹⁰³⁾。ストラスブールで主権擁護の論戦を張ったルクセンブルグのベックは、フランスの態度に、EDCをドイツの復活に怯えるフランスの弱さを見た。フランスはドイツが怖いあまり、怯え、時代遅れのナショナリズムに回帰しようとしている、とベックは厳しくフランスに伝えたのである⁽¹⁰⁴⁾。

10月9日、第12回目の指導委員会が開催された。これがローマ会議最後の指導委員会だった。ここでは、会議の議論を受けて ECSC 閣僚理事會事務局が取りまとめる報告書の確認と、プレス・コミュニケの文面についての議論が行われた。事務局がまとめた報告書は、全部で80頁近くあり、2週間以上続いたマラソン会議における重要な議論を集約していた⁽¹⁰⁵⁾。この報告書は合意事項ではなく、コミュニケは華々しい成果を伝えることはなかった。こうして、ローマ外相代理会議は終わったのである。

忘れられなかった会議：ユーロクラットの起源

ローマ外相代理会議の席上で、六カ国の見解が一致することは最初から望み薄だった。そもそもこの会議は、代理会議であり、交渉の席に座った各国外相の代理人達が独自の判断で取引できる権限は非常に限られていた。その代理人として、外務省のエース級の人材を送り込んだのは西独だけであり、もしくはせいぜいベルギーくらいだった。フランスが在伊大使のデュパルクを代理人としたのは、きわめて象徴的だった。各国の見解は、本国政府・外務省からの訓令の幅を出ることは許されなかった。ローマ外相代理会議における共同市場と経済領域権限に関するフランス対オランダの対立、立法府及び執行府組織における独伊対フランス・ベルギー・オランダの対立は、バーデンバーデンにおける外相会談の合意の域を出るものではなかった。バーデン

バーデンにおける「主権国家による連合」としての共同体としての EPC という総論的合意以上の具体的な政策が合意されることはなかった。しかし、今回の会議は最初から代理人による専門家同士の議論であり、EPC 実現に向けた技術的な問題点の洗い出しとその解決が目指されたものであった。ハルシュタインは、第二回指導委員会において、本会議の意義を「何が合意できて何が合意できないかを明らかにすること」と述べている⁽¹⁰⁶⁾。最初から、包括的な合意は望まれていなかったのである。会議終了直前のデュパルクのフランスの態度表明は、技術的には六カ国間の合意が可能であることを示している。問題は、その合意事項を国内で政治的に受け入れられるだけの状況になかったことであった。

他方で、ローマ外相代理会議は二重の意味で時間稼ぎだった。第一に、この会議が開かれていた時期に、西独再軍備に向けた英米仏三カ国協議も同時に行われていた。西ドイツの将来が決していない状況での EPC 交渉は、ある意味で、ヨーロッパ安全保障の行く末にブレーキをかけることも期待されていたのである⁽¹⁰⁷⁾。第二に、共同市場が国境を超えたモノと人、サービス、資本の自由移動を意味する以上、取り分け商品流通の域内自由化を意味する以上、通貨の交換性が回復されていなければ、画竜点睛を欠いていた。実際、西独経済省は通貨の交換性が回復されていない状況での共通市場は非現実的であり、共同市場の実現のためには各国の国内経済の安定化が必要と考えていた⁽¹⁰⁸⁾。それが実現していない状況での共同市場は、まさに画に描いた餅だった。しかし、それゆえに、共同市場の推進側であったオランダ・ベルギーはまず関税障壁と数量制限の撤廃に基づく関税同盟の実現を求めたのであり、西独も、段階的な実現に向けた第一歩として、各国の通貨・財政政策の近接化を求めたのである。

ローマ外相代理会議は、これらの意味で、最初から大きな成果は望みえない会議であり、それゆえ、EPC の消滅以後、その存在は急速に忘れられた。

「幻のヨーロッパ」?

しかし、この会議に出席した若手・中堅の各国の外務官僚にとって、このローマ会議を忘れることはなかった。なぜなら、その後長きにわたって、ヨーロッパ統合に関する中核的な役割を担う交渉パートナーとそこで初めて出会ったからである。西独のミュラー＝アルマックならびにオプヒュール、オランダのリントホルスト＝ホーマン、ベルギーのファン・ティシュロン、そして何よりフランスのウォルムセルが、アルプスを越えて来た訪問者にとってはまだ汗ばむ陽気が残るローマに集まり、三週間に渡って統合の方法をめぐる議論を戦わせたのである⁽¹⁰⁹⁾。彼らは、皆その後それぞれにヨーロッパ統合を自身のキャリアのなかに組み込んでいく「ユーロクラット」の第一世代だった⁽¹¹⁰⁾。その一つの重要なネットワークがここから始まるのである。その意味で、ローマでの代理人達によるマラソン会議の議論は、メッシーナ以降のローマ条約交渉のリハーサルだった。

第七節 挫折と遺産：

二つのハーグ会議から EPC 委員会、そして破綻へ

第二ハーグ会議

ローマ代理会議が最初から議論の土台づくりという性格から脱することがなかったことを考えれば、その一ヶ月後に開かれるハーグでの外相会談こそ、ローマ外相代理会議の報告書を外相が合意する最後のチャンスだった。しかし実際の所、ヨーロッパ統合のダイナミズムは既に見る影なく衰退していた。ハーグ外相会談の前に開催された「第二ハーグ会議」の顛末が、それを物語っている。

第二ハーグ会議とは、1948年に開催され欧州審議会の設立に繋がったハーグ会議の再来を果たすべく、より具体的には EPC 草案に規定されていた下院の結成を実現すべく⁽¹¹¹⁾、ヨーロッパ運動を筆頭とするヨーロッパ主義者

がハーグに結集した会議だった。第二ハーグ会議には、ヨーロッパ主義者の政治家のみならず、労組やジャーナリストを含めて500人近い出席者が集まった。議長はスパークで、シューマン、ブレンターノ（西独）、ベンヴェヌーティ（伊）、ドゥ・フェリス（仏）、ファン・デル・フース・ファン・ナーテルス（蘭）、ヴィニ（白）、ドゥウース（白）、テトジャン、ビシェ（仏）といった、左右含めたヨーロッパを代表する政治家が参集した。これらのヨーロッパ主義者達は、この会議に当たって、「ヨーロッパ超国家的共同体に向けた行動委員会」を設立した⁽¹¹²⁾。

第二ハーグ会議は、48年のそれと同じく、三つのセッションに分かれ其々議論を重ねて報告書を提出した。ただしセッションの内容は48年とは異なり、政治、制度、共同市場であった。政治部会の代表者はスピネッリ、制度部会はドゥウース、共同市場部会はプライセ（P.-A. Blaisse：オランダ）だった。第二ハーグ会議は、EPC交渉の遅さ、取り分け3月のストラスブールでのEPC条約草案の採択以後、政府間交渉が合意に達しないこと、またフランスにおけるEDC条約の国内批准の遅れを糾弾し、加盟国政府が自分達の見解を受け入れない場合、第二のアドホック議会を設置することを提案した⁽¹¹³⁾。しかし、このような決議は、これまでの展開の焼き直しであり、閉鎖的状況を突破するに十分な衝撃を与えるものではなかった。これは制度部会でも同様であり、ドゥウースが議長を務めたことから明らかなように、その議論はアドホック議会時の憲法委員会の範疇を超えるものではなかった。

その点から見れば、共同市場部会は、1948年のハーグ会議と照らしても異彩を放っていた。そしてその議論は、直前に開催していたローマ外相代理会議の内容と殆ど同様であり、その確認でもあった⁽¹¹⁴⁾。ヨーロッパ運動が、この時点で共同市場の議論に精力を注いだこと、そしてその内容が政府間会議における専門家協議の内容の追認だったことは、この時点で共同市場がEPCにおいて大きな役割を果たすことが期待されていたことを表している。

「幻のヨーロッパ」?

それは経済統合がもたらす経済的な利潤というよりも、共同市場実施に必要な権限を超国家的機関に委ねることがまず何より超国家的機関の設置の十分な理由であり、そして超国家的機関を中心に機能する共同市場の姿は、超国家的共同体への誘惑を大いに満たすものだったからである。

しかしこのような会議にも関わらず、第二ハーグ会議は何ら具体的な影響を六カ国政府や国際政治状況に与えることはなかった。その第一の原因として、第二ハーグ会議には、北米およびイギリスからの参加者がいなかったことが挙げられる。参加者は六カ国からに限られ、その意味で、第二ハーグ会議が六カ国を超えたインパクト与えることは最初から困難だった。第二に、第二ハーグ会議における議論は何らかの創造的なものというよりも、既に存在している取り決めの遵守や早急な実施を加盟国政府に求めるスタイルに終始していた。ハーグ会議側が積極的にイニシアティブを握って議論を進めていく構図ではなかったのである。第三に、それ故合意された内容に何ら新規性がなかったことである。これらの点で、第二ハーグ会議は、多くの重要な参加者を集めたにも関わらず、歴史のなかに埋没してしまったのであった。

逃された最後の機会? : ハーグ外相会談

ハーグ外相会談が行われたのは、このような文脈の上にあった。このハーグ会談の前に、ローマ会議で対仏共同戦線を張ったベルギー、オランダ、ルクセンブルグは、ベネルクス三者の見解の一致を図った⁽¹¹⁵⁾。しかし、そこでの合意は共同市場の設立に関するものを除く制度的な面については、依然として二院制や執行府の原則的なものの留まり、ローマ会議で紛糾した閣僚理事会の位置づけについては棚上げされた⁽¹¹⁶⁾。而して実際、ハーグ外相会談では閣僚理事会の位置づけにおいては、ベルギーとオランダは真正面から対立するのである⁽¹¹⁷⁾。

ハーグ外相会談において六カ国の外相間合意を実現すること、それが

EPCを実現するために必要な最後の手続だった。1953年11月26日から28日までの三日間、三回に渡って全体会議が開かれ、かつ、そのうちの一回はアドホック議会の憲法委員会議長のブレンターノ、欧州審議会総会議長ドゥ・マントンを招聘して、アドホック議会と欧州審議会との関係を改めて討議した。これらを考慮すると、ハーグ会談は53年に開かれた外相会議のなかでも包括的な会議だった。

にもかかわらず、ハーグ会談で合意を実現することが不可能なことは、すぐに明らかになった。ハーグ会談は、まずローマ外相代理会議の最後に合意された報告書の検討から実質的な議論を開始した。しかし、議長を務めたオランダ外相のベイエンは、その冒頭で、EPCの実行に移すには余りの多くのデータが不足しており、ローマ外相代理会談で行われた専門家による協議を引き続き進めるために、委員会を設立してその協議を委任することを提案した⁽¹¹⁸⁾。オランダとその後に続いたイタリアは、EPCが既存二共同体から拡大した新しい権限を持った超国家的な共同体となることを希望したが、フランスはすぐさま異論を唱え、六カ国の合意が不可能なことは冒頭からはっきりしていたのである⁽¹¹⁹⁾。そもそもフランスは、ハーグに外相のビドーを送り込まず、次官のパロディがフランス代表を務めるにとどまっていたのである⁽¹²⁰⁾。

むろん、ローマにおいて代理人レベルで合意された点については、ハーグにおいても外相レベルでの合意がなされた。しかし、ハーグにおいては、二つのレベルの見解の相違が明瞭化した。一つは、制度設計をめぐる対立と、経済問題をめぐる対立である。興味深いのは、ハーグでは経済問題をめぐることは殆ど議論が行われず⁽¹²¹⁾、専ら制度設計、とりわけ執行府機関をめぐる外相間の議論がなされた点である。ここでの議論は、ローマ会談でもそうであったが、主として閣僚理事会の位置づけをめぐるものだった。西独、イタリア、オランダは閣僚理事会を執行機関の一部としながらも、その位置付

けは「Sui generis (他に類をみない独自のもの)」であると主張した⁽¹²²⁾。つまり、閣僚理事会は議会に責任を負わないだけでなく、EPCのなかでの三権分立に相当する上下院、行政府、司法府のどれにも相当しない機関であり、それゆえ、閣僚理事会は行政機関に優位な存在ではないというのである⁽¹²³⁾。これに対してフランス、ベルギー、ルクセンブルグは、閣僚理事会は共同体におけるナショナルな要素を代表する執行機関の一部門であり、かつ超国家的ヨーロッパ政府に優位する存在と主張した⁽¹²⁴⁾。

この対立は、ローマ外相代理会議で鮮明になったものだったが⁽¹²⁵⁾、このハーグ会談でも解決されることはなかった。実際の所、幾つかの対立点についてはこのハーグ会談において妥協が確立した点もあった。例えば、フランスはEPCに共同市場が包摂されることを決して否定することはなかった⁽¹²⁶⁾。オランダもベルギーも、フランスの頑なな態度を前にして、経済領域における主権の移譲については、EPC成立時においては必ずしも求めないように譲歩した。しかし、フランスはローマ代理会議での決定には合意しても、言及されていない部分についての合意は成立していないことを明言した⁽¹²⁷⁾。さらに、オランダは上院の構成比率をパリテではなく加重的にすることを再び求め、パリテを良しとするベルギーと再び対立した⁽¹²⁸⁾。EPCの設立はなんら時間的な指定を以って言及されず、ただその細部を専門家によって協議するという棚上げだけが、ハーグ外相会談では決定されたのである。

最終的にコミュニケには、EPCを二院制とすることと下院は直接選挙によって選出されることで合意されたことが盛り込まれた。しかし、このことはバーデンバーデン時と何ら変わりはない。それどころか、執行機関については「各国の見解を接近させた」との文言に留まった。これは要するに合意できなかったということに他ならない。その上で、ローマ外相代理会議と同じく専門家によって、制度と経済問題に関する不一致点を引き続き協議すること（しかもその開催場所と日時を指定したうえで）が述べられた⁽¹²⁹⁾。

こうして、EPCを実現する最後の機会は失われた。ハーグ会談での失敗は、ある意味で明白だった。対立する議論の構図はパリ会談からバーデンバーデンを経て、ローマで詳細に話し合われても何も変わらなかった。フランスは対立する論点を妥協できないというよりも、それを受け入れる国内的状況にない立場を崩さなかった⁽¹³⁰⁾。取り分け海外領土の問題を持ち出す限り、すなわち植民地体制の再編を含む巨大な国際政治変動が起こらない限り、フランスにとってEPCのような全般的な統合は不可能だった。もっとも、フランスが恐らくは半ばエクスキューズとして触れた巨大な国際変動は、スエズ危機という形で実際にはその数年後には起こるが、それまでEPCをめぐる議論は遂に袋小路から脱することができなかった。

この意味で、ヨーロッパ統合は、それが国際変動を引き起こす積極的なダイナミクスを有するのではなく、国際変動を待たなければ決定的な変革が難しいという意味で、受動的なものに留まっていた。ローマ外相代理会議を受けて、六カ国はその相違点よりも、EPCが政治と経済の双方の領域において超国家性と加盟国の主権保全を両立する複層的な共同体であるという基本的なラインでは十分に合意していることは了解していたのであり、そのような共通了解はハーグでも存在した⁽¹³¹⁾。しかし六カ国は、もはや統合を内側から突破できなくなっていたのである。

EPC委員会における「共同市場」議論

ハーグ外相会談で設立が合意された専門家委員会は「欧州政治共同体のための委員会（以下、EPC委員会）」と呼ばれ、ローマ外相代理会議と同じく、指導委員会が全体を管轄し、その下に制度作業部会、経済作業部会および選挙法作業部会が置かれることとなった。ハーグ会談での合意ではEPC委員会は1954年3月まで活動する時限的なものだったが、3月8日に報告書が提出された後も、5月から7月にかけて引き続き経済問題に関しては作業部

会が開催された。

EPC 委員会は1月にパリで開催され、すぐに報告書が作成された。この報告書では、ローマ外相代理会議で採択された報告書を土台にして、再び共同市場の定義、共同市場実現のための政策措置、域外に対する措置が検討された⁽¹³²⁾。また同時期にEPC全体、取り分け執行機関の制度設計を協議する制度作業部会も、54年1月に報告書を提出している⁽¹³³⁾。

経済問題に関しては、この1月の報告書では、実は、ローマ会議よりも多くの合意点を得ることに成功した。例えば、フランスは資本の自由移動の実現を共同市場実現の条件に挙げていたがこれを取り下げたこと、また人の自由移動についても、経済活動および職業上の自由も含むこと、そして共同市場実現の前提条件として挙げられていた経済・財政政策の協調 (coordination) が、商品・資本・ヒト・サービスの自由移動の実現と同時の実施とすることは、ローマ会議では得られなかった新しい合意事項だった⁽¹³⁴⁾。これらは、一方では、経済統合に消極的なフランスの態度を改めると同時に、他方では、フランスの要求に他の五カ国が妥協をしたことを意味していた。さらに、共同市場を機能させるためには共同市場内における競争政策が重要になってくる指摘がなされ、競争条件の確保を共同体で実施することの重要性が初めて指摘された⁽¹³⁵⁾。

1954年4月には主として制度面に関した報告書が提出された。このEPC委員会における報告書では、ローマ会議報告書とは異なり、表面上は多くの相違点が払しょくされ、細かい点における六カ国間の合意が増していた⁽¹³⁶⁾。しかしそれでも、EPCの設置自体が決まった訳ではない。実際の所、もはや六カ国にはEPCの実現に向けた体力はなく、この報告書を討議する外相会談は開催がキャンセルされた。実はもう1月の時点で、制度に関する議論は完全に行き詰まりを見せていた。下院の直接選挙に関する選挙システムを議論する部会では、当初から意見を異にしていたオランダが再び持論を持ち

出したため、六カ国間の合意形成は極めて困難になった⁽¹³⁷⁾。そのため、西独代表団は、制度的議論が袋小路に入った以上、各国の見解を集約しその相違点を議論し調整する場はもはや共同市場の実現を議論する経済委員会しかないことを悟る⁽¹³⁸⁾。EPC委員会における経済問題の討議の場所は、六カ国に最後に残された唯一の統合問題を議論する場だったのである。すぐ後に見るように、5月には共同市場の実現に向けた専門家委員会が引き続き開催されるが、それは共同市場を実現するための経済統合の見取り図を練り上げることを六カ国が放棄した訳ではなかなただけでなく、統合問題にむけた議論の取り組み自体が、もはや経済統合しか残っておらず、その火を絶やす訳にはいかなかったからでもあった。

実のところ、1953年12月から54年1月にかけて、西独は経済省を中心に共同市場実現のために必要な具体的経済政策上の措置について詳しい検討を行っていた。西独経済省の覚書では、共同市場の定義である四つの自由移動を実現するためには最終的には何よりも通貨統合が不可欠であること、移行期間における輸出奨励措置や輸入抑制・輸出促進制度の整備が必要であることが指摘された⁽¹³⁹⁾。少なくとも西独は、EPC委員会の交渉を進めて、共同市場とEPC制度の設計図を加盟国と共同体間の均衡的なものとすることで、EPCの設立を実現させる機会が残されていることを考えていた⁽¹⁴⁰⁾。

六カ国の経済作業部会は、5月半ばに開かれた。この会議で協議されたことは、共同市場の発足をどうするかという点と、共同市場を対外的な世界市場に位置づけるために必要な措置についてであった。共同市場の発足については、「二段階論」を唱える西独を筆頭とする五カ国と、「準備期間」の設置を主張するフランスとが対立した⁽¹⁴¹⁾。「二段階論」とは、共同市場の実現のためには第一段階として関税の完全撤廃を行い、その後第二段階として移行期間を設けて各国の経済・財政・社会政策を調和化させ競争条件を整備することで、共同市場を完成へと導く、という考えだった。これに対してフラン

スの「準備期間」とは、共同市場はまだ発足していない準備期間の間に、経済・財政・社会政策の調和化と、商品・資本・ヒト・サービスの自由移動の障害を可能な限り取り除く、というものであった。この対立は、共同市場を実現させる際、それに必要な措置をまず整備しなければ共同市場実現の段階に入ることはできないと主張するフランスと、段階的に措置を実行することが必要と考える五カ国という対立だった。フランスはしたがって、共同市場の実現に至るための年月を最初に確定させるべきと提案したが、他の国は起源を設けるべきでないと主張した⁽¹⁴²⁾。

他方で対外的な規程については、GATT規定への適合性の確保、関税同盟の一体的推進が必要であり、同時に関税同盟の運営に必要な関税価値やトランジット（原料を域外から輸入して製造した製品の域外への輸出）に対する措置、原産地証明の観念を発展させることが提案された⁽¹⁴³⁾。

経済部会は7月の会合で、5月の会合の議事録について合意した後、秋に会議を開くことが予定されていた。しかし、それは成されなかった。8月30日の国民議会のEDC条約批准拒否によって、EDCそのものが潰えてしまったからである。こうして、EPCの共同市場の検討は途中で終わりを強制的に告げられることになったのである。

これら作業部会での議論の意味はなんだっただろうか。4月のEPC委員会の報告書が提出されたことを受け、ベルギーの代表デ・ステルケは、これまでのEPC議論の積み重ねの結果、六カ国間の意見の相違点はもはや二点しか残っていないと論じている⁽¹⁴⁴⁾。第一に執行府における超国家的行政機関（ヨーロッパ政府）と閣僚理事会との関係であり、第二に経済権限に関する問題だった。第一点目とは、これまで見てきたように、ヨーロッパ政府は閣僚理事会から独立して業務を行い閣僚理事会も Sui Generis な存在として共同体に存在するのか、それとも閣僚理事会は明確に執行府の一機関としてヨーロッパ政府に優越する存在であるのか、という相違点を意味する。第

二点目は、これも同様だが、フランスは経済権限を EPC が持つことを否定はしていないが、EPC 発足時に最初から共同市場を EPC は備えるのか、それとも EPC が共同市場への拡大を発足後に進めていくのかという点は、なお解決されていない対立点だった。この問題は、ローマ会談や EPC 委員会で議論したような、共同市場をどのように実現していくかという経済的な問題から離れた、極めて政治的な問題だったのである。

これに加えて、第三の対立軸が一貫して六カ国を分断し続けた。リントホルスト＝ホーマンは、1954年初頭のパリにおける EPC 委員会の席上で、フランス代表のウォルムセルから「君達オランダは貿易自由化、つまり自由競争を通じて統合をしたいのだろうが、我々フランスは、自由貿易をする前に皆とまったく同じの競争条件が作られることを求めるのだ」と述べられたことを回想している⁽¹⁴⁵⁾。つまり、フランスは共同市場を実施する前に競争条件の整備が完了していなければならないと主張していたのに対し、それ以外の国は、共同市場を段階的に実施する中で、競争条件や経済・社会政策の調和化措置を並行して実現していくことを主張したのである。このような共同市場の実施とその環境整備として必要な経済・社会政策および競争条件の調和化措置の実施の関係をめぐる対立は、1953年秋のローマ外相代理会議以降繰り返し出されてきたことであった。先に触れたように、54年1月の EPC 委員会に提出された報告書では、この二つを同時並行的に実施することが妥協的に合意された。しかし実のところ、経済政策の協調をいかに、どの程度実現するかどうかについてまで合意された訳ではなかった⁽¹⁴⁶⁾。六カ国が合意されたのはあくまで経済・社会・財政政策の調和化原則であり、具体的にどのような分野でどの程度の協調が実施されるかについては、今後の交渉の課題として後送りされたのである⁽¹⁴⁷⁾。とりわけ、社会政策に関する調和化措置については、ウォルムセルの発言が示すように、調和化措置の先行実施がフランスの要求だったのである。これはまさに、メッシーナから始

まったとされるローマ条約交渉のなかの経済統合問題のハイライトだった社会負担の問題の先取りだった⁽¹⁴⁸⁾。

ところで、このリントホルスト=ホーマンの証言を信じるならば、フランスの立場はねじれている。なぜなら、ウォルムセルが求めるような競争条件の調和化はより多くの調整を必要とするのであり、それゆえ、多くの積極的統合を志向するものでもあったが、この時点ではフランスは明白にそれを拒否していたからである。他方で、オランダは経済統合の志向として自由化を求めつつも、超国家的な権限が共同体に留保されることを明確に求めた。これはつまり、フランスもオランダも、政策的志向性と制度的志向性が矛盾していたことを意味している。この矛盾が取り払われぬ限り、均衡点はまだ訪れないのであった。

1月のEPC委員会の報告書に盛り込まれた経済政策の協調と共同市場実現の同時並行的実施という合意は、その意味で、大きな意味を持つものだった。この合意は神学論的対立を棚上げして、政策的思考と制度的思考に関する六カ国の均衡はまだ確立は確立されなくとも、経済統合の実現に向けた歩みを止めないことを合意するものであった。確かに統合路線をめぐる構造的矛盾が六カ国に深く規定し、1953年から54年にかけての幾度にもわたる外相交渉と専門家交渉は、政治的議論の停滞と経済的議論の対立の中で、遅々として進まず最終的な合意もないままにEDCの崩壊による終焉を迎えた。しかし、その歩みの内実を見れば、遅々とした経過にも関わらず確かな前進がみられたのである。つまり、何が経済統合の実現に向けた障害なのかを議論の中で明白になり、その障害を取り除くためには（たとえ当時取り巻いていた政治的環境では容易な実現は困難であるとしても）何が必要なのかを交渉参加者が理解し、そして神学的な対立状況を妥協して棚上げしてより具体的な問題を議論することで経済統合というプロジェクトを立ち消えさせないプラグマティズムが、EPCにおける国際交渉にはあった。

勿論、EPCにおける政治的危機状況が、共同市場の実現という経済統合の試みに対する最終的な命運を分けたことの重みは、やはり大きい。それは、共同市場の実現という、錯綜したEPCの議論軸の中で最後まで粘り強く検討が続けられたテーマを議論する場所そのものを消滅させたからである。しかし、もう一度その議論のための場が復活した時、このテーマは極めて強い影響力を統合全体に対して与えるのであるが、この問題については、また別の論文を用意しなければならない。いずれにせよ、EPC構想が現実の統合プロジェクトに対して与えた意義と議論の内容、そしてその射程は、以上のようなものであった。

EPC交渉の論点

EPCはこうして、1952年から54年にかけての約2年半の間、短くも濃密な交渉を六カ国で繰り広げた。EPCにおける交渉過程については以上にして、最後にEPCが統合史と戦後ヨーロッパ（国際）政治史においてどのような論点を惹起するかについて、以下の五点を指摘しておきたい。

① **政党と政策選好**：第一には、どのような政治勢力がEPCを推進したのか／もしくは反対したのか、という点である。これまでの交渉過程の叙述と分析から明らかなように、EPCで実現しようとした共同体のイメージは幾つもあった。当時既に存在していたヨーロッパ国際組織モデルはECSCと欧州審議会しかない。ECSCに比する超国家的組織としてEPCを創設しようとしていた勢力とそうではない勢力が対立していたが、問題は、非超国家的イメージが複数分かれていたことである。それは、関税同盟を基本とした国家連合的なものと、政府間的なもの、そして反統合の三つに分けることができよう。本論に登場したアクターおよびEPCと並行して進められた農業統合交渉のアクターを国別と統合目標で配置したのが、表4である。

しかし、興味深いことに、ある特定の政治勢力がある特定の統合イメージ

「幻のヨーロッパ」?

表4 EPCおよび農業統合交渉のアクターの選好(括弧内は所属政党)⁽¹⁴⁹⁾

	超国家的	国家連合的	政府間的	反統合/自由貿易
フランス	テトジャン (MRP) シューマン (MRP) フリムラン (MRP)	モレ? (SFIO)	ビドー (MRP)? ロランス (CNIP)	ビドー (MRP) ウォルムセル (外): フランス連合重視
西 独	ブレンターノ (CDU)	ハルシュタイン (外)	ミューラー=アル マック (経)	エアハルト (CDU): 自由貿易重視
イタリア	スピネッリ	デガスベリ? (DC)		
ベルギー	ドゥヒュース (PSB) スパーク (PSB)	スノア (経: PSC)	ファン・ゼーラン ド (PSC)	
オランダ	マンズホルト (PvdA)	バイエン (銀行家)		ドレース (PvdA): 自由貿易重視

外: 外務官僚 経: 経済官僚

を持っていたかと断定するのは難しい。敢えていえば、政府間的もしくは反統合を主張するのは、自由主義者（エアハルトもまた「オールドリベラリズム」の信奉者であった）であった傾向は強く見られる点である。しかし、キリスト教民主主義者（保守派）と社会党（左派）はそれ自体で一大勢力を築いていたが、どちらが超国家的でどちらが国家連合的か、ということを使うのは難しい。むしろ、統合のなかの基底線を引いていたのは、また別の論点である可能性が高い。その一つが、次の論点である海外領土問題である。

② 海外領土問題 — 非交渉上の一大争点 — : フランスは、当初積極的だった対 EPC 政策を、1953 年 1 月のシューマンからビドーへの外相の交代に伴って消極的なものへと転換した。本論でも触れたように、その理由は、フランスが海外領土を保有していたため、海外領土との特別な政治経済関係とヨーロッパ内での統合とが両立しないとの考えが政府内で主流になったからであった。シューマンの超国家的統合からビドーの政府間的統合へ、ヨーロッパ統合重視から海外領土の保全と世界政治における存在感の重視へと、この時フランス外交の路線転換がなされたのである。ただし、このような路

線変更は単にビドーの就任だけが理由ではなく、53年2月のビドー邸での秘密会議でも明らかだったように、パロディ、セイデュ、ウォルムセルといったケドルセの外務官僚の主流派は統合に否定的だった。このような下地があったからこそ、フランスは統合への抵抗を続けたのである。

フランスの抵抗がEPCを非成立にさせた主たる理由の一つだったにも関わらず、この海外領土問題は、EPC交渉のなかで触れられたことは殆どなかった。海外領土の問題は、19世紀以降のヨーロッパ外交の遺産であり、帝国の残滓であった。帝国の残滓のなかに生きるのかそれとも分断された鉄のカーテンの片側で西欧として結束するのか、議論の俎上に上らなかったにも関わらず、海外領土とヨーロッパとの関係は、フランスのみならずヨーロッパ全体の世界史的問題でもあった。海外の側からEPCに対する生産的な議論もあったにも関わらず（黒田、2011）、EPCはその桎梏から逃れることはできなかつたのである。

③ EPCとプール・ヴェール交渉——なぜEPCにおいて農業は議論されなかつたのか：EPCの共同市場論において、人、財、資本の自由流通という共同市場の基本概念と、社会負担の調整必要性が浮き彫りになった。しかし、それ以上に不可解なのは、EPC交渉において農業問題が全くと言っていいほど議論されなかつたことである。確かにEPCにおける経済統合の議論は、全般的統合という新しい経済統合の様式を実現するために必要な条件と政策を探り出すことにあり、特定の経済セクターの実現まで踏み込んだ議論は行われなかつた。農業統合と全般的統合との関係は、二律背反的である。というのも、農業統合は全般的統合においてはその一部であり、全般的統合の実現は、ある意味で農業統合の実現も含む。しかし、実際のところ、バイエンの共同市場構想はプール・ヴェール交渉の否定でもある。バイエンの構想に対して、マンスホルトが部分統合の方がより評価がある、と言ったのは、バイエンにヨーロッパ統合と農業統合の主導権を奪われたことへの悔しさだっ

た。それは、バイエンが一切農業統合には沈黙していたこととは対照的であった。イギリスが同時期にそのように分析していたのはもっともなことだった⁽¹⁵⁰⁾。

もちろん、農業統合はすでに交渉が始まっていたので、バイエン構想によって直ちにこれが打ち切りになるとはまでは考えられていなかった。しかし、全般的統合に必要な政策措置と農業統合に必要な政策措置は異なるだけでなく、最終的な帰結も異なるのであった。バイエンが提出した共同市場のアイディアは、各国の外務官僚から注目を浴び⁽¹⁵¹⁾、その導入を目指す技術的な議論が巻き起こることとなった。ただし、全般的統合を導入とするには六カ国間の条件は不均衡だった。どのような議論や政治的変動を経て、これらのアイディアが合意に至るのかについては、また別の説明を必要とする。

④ EPCを取り巻く国際政治環境：EPCが議論されていた時期は、実は冷戦期の転換点でもあった。1953年1月にはアイゼンハワーがアメリカ大統領に就任し、同年3月5日、アドホック議会在がEPC草案を採択したその日は、スターリンが死去した日としてむしろ歴史には刻まれている。EPC交渉には、不思議なほどEPCが国際秩序のなかでどのような位置と役割を果たすのかという点が全く議論されないが、その外側では国際政治の激流が大きく波打っていた。

取り分け、このソ連への認識は当時の統合と表裏一体のものだった。なにより西独にとって、ソ連の脅威認識の程度は国家の安全保障の根幹に位置するものだった。西独にとって、1952年から54年にかけての最大の外交問題は欧州統合ではなく、52年3月のスターリン・ノートであり、それに伴う再統一問題と西側安全保障秩序の確定なのであった。ヨーロッパ内に目を向ければ、フランスとの間にはザール問題が横たわっており、EPCによって超国家的共同体を構築すること自体に、アデナウアーが利益を感じていたわけではなかろう。しかし、EPCはそれでも西側統合の一類型と言えなくは

ないものであり、西独にとって一足飛びにヨーロッパに自らを編入できるという意味で、一定のメリットを与えるものだった。西独が一貫してEPC構築に積極的だったのは、このような国際政治構造と、その裏側にあるソ連脅威認識の継続があったからである。このようなソ連に対する脅威認識は、オランダにもあった。バイエンは、政権内のライバルでもあったマンスホルトに対して、スターリン死去もソ連脅威の持続を前提としたヨーロッパの結束を訴えている⁽¹⁶²⁾。

これとまったく正反対なのがファン・ゼーランドだった。彼は、スターリンの死後ソ連が脅威ではなくなったとして、53年9月にソ連に対して、非常にラディカルなドイツ再統一計画を提案している。この計画とは、ドイツを再統一と主権の完全回復と中立化させて、ドイツ領内からのNATO軍およびソ連軍を撤退させ、しかしソ連の許可のもとで統一ドイツはEDCに加盟する、つまり統一同一にはドイツ軍もNATO軍もソ連軍も存在せず、ただヨーロッパ軍がその安全保障を担う、というものだった(Dujardin & Dumoulin, 1997: 222; Bar-Noi, 2008: 104)。このファン・ゼーランド案は、ヨーロッパ統合の枠組みを維持しつつも、ソ連脅威の低下を受けてドイツ再統一を第三勢力的に実現しようとする極めて野心的な構想だったが、それゆえに英米からは支持されなかった。ファン・ゼーランド案は、主権国家の集合体としてのEPCの彼の考えと合わせれば、当時のヨーロッパ統合が国際政治構造そのものを突き崩す可能性を秘めていたと言えるだろう。しかし、ファン・ゼーランド案は構築されつつあったNATOを基底とする西側安全保障秩序と抵触するだけでなく、ドイツの運命に一喜一憂するフランスにとっても受け入れ難いものだった。

このように考えると、イギリスがEPCを全く実現不可能な計画として極めて冷やかに眺めていたように、EPCは実は最初からある種の構造に当てはまることが期待された構想だったのである。実現不可能と考えられていた

のが大事なのではなく、語られざる諸前提としての冷戦のなかに当てはまらなければならなかったのにもかかわらず、EDCの枠組みから脱しようとする理想主義的な構想が、EPCの存在論的ジレンマを物語っていた。

⑤ EPCにおける二つの「Sui Generis」：最後にEPCに対する論点として、EPC交渉のなかで二つの異なる「Sui Generis」が登場したこと、そしてそれと関連して、EPCという「ヨーロッパ連邦」への試みとして受け取られていた構想のなかでどのように超国家性が考えられていたかということを取り上げたい。EPC交渉の席上、何回か「Sui Generis（スイ・ジェネリス）」という用語が登場した。この用語は、ヨーロッパ統合が実際に国家を超えた統合を実現しており他に類を見ない独自の存在として、つい最近までヨーロッパ統合の形容詞として多用されていたものである。つまり、EUなりEECなりのヨーロッパ共同体はSui Generisである、という使い方である。EPC交渉においても、これに近い使い方があり、それは加盟国とも連邦とも異なる独自の法人格を有するというものだった⁽¹⁸⁵⁾。

他方でEPC交渉には、もう一つのSui Generisの用法も登場した。本論でも取り上げた、閣僚理事会の位置づけを巡っての使用法である。ヨーロッパ共同体が独自の類なき存在であるとしてのSui Generisの用法が何時から始まったのかは、実は不明である。しかし、この時点での閣僚理事会のSui Generisの用法は興味深い。国家ではないEPCのなかで権力的機構であるにも関わらず、三権分立のどの機関に属していない閣僚理事会は、それでもナショナルな要素と超国家的な要素を共同体内で架橋する役割が期待された。このような宙に浮くハイブリットな要素こそ、ヨーロッパ統合のSui Generisを支えるものだったのである。

おわりに：ローマからローマへ

領域が限定されないヨーロッパ共同体の成立、すなわちヨーロッパ国家が一つの新しい殻をまとうヨーロッパ連邦国家の成立として期待された EPC は、条約草案が批准されることもなく歴史の中に消えていった。EPC の設立条約草案は「ヨーロッパ憲法」と認識され、ヨーロッパ大の二院制による民主主義統制のとれた共同体、対外政策権限の保有、ヨーロッパ軍、共同市場など、実現していれば、現在のヨーロッパに深く根ざしている EU に匹敵するような強力なヨーロッパ共同体が成立していたのかもしれない。しかし、その権限の移譲のされ方を見れば、EPC が想定していた権限は限定的で、決して政治全般の統轄を可能とするものではなかった。EPC は西独再軍備問題に時間稼ぎをするための EDC の副産物として、その政治統合の射程は取り分けフランスによって真剣に検討されず、政治的に検討しようとする西独にとってもそれは完全なヨーロッパ連邦をもたらすものではなかった。EPC には、連邦国家として機能することを阻止するために二重のブロックがかけられていた。ECSC と EDC をカバーする共同体としての EPC は、ナショナルな拒否権によって新しい権能の獲得がブロックされる一方で、通常的意思決定においても、ナショナルな政府の代理人とヨーロッパレベルの人材が混在する閣僚理事会が政策の執行を行うからである。

その意味で、EPC が仮に成立していたとしても、それは決して従来考えられていたようなヨーロッパ連邦の成立ではなく、むしろより制限的で超国家的要素と政府間要素が混合する政治システムを抱くヨーロッパ共同体が成立していた可能性が高い。ヨーロッパ統合の成立期のストーリーをめぐっては、しばしばシューマン・プランが灯した超国家的統合の灯が EDC をめぐる加盟国の主権に対する拘りによって消えたように言われることがある。超

国家的統合に向かうことが自体に価値判断を挟めば、そのように言うこともできるかも知れないが、実際のところ、EPCですら、その「超国家性」の中身は加盟国による管理を前提としていたものだったのである。その意味で、EPCが統合史にもたらしたものは、単なる残念賞感覚が漂うエピソードではなく、むしろ、単一の連邦国家としてではなく、超国家的要素と国家的要素の混交物としての統合という姿を、最初からその制度のなかに刻印したことであった。

他方で、EPC交渉の後半は全般的共同市場概念の検討が主眼となった。ローマ条約交渉で大きく問題になる共同市場成立に伴う技術的な障壁の概要は、EPC交渉においてほぼ明らかになっていた。ローマ会談からEPC委員会にかけて何度も問題となる独蘭・仏間の統合の調和化と自由化をめぐる議論は、ローマ条約交渉における共同市場議論に再登場するが、その時には多くの問題は妥協に成功した。EPCの失敗は、統合における政治的妥協と経済的ロジックの相克、そして政治の経済に対する優越を物語っている。

とはいえ、EPCがこの時期にあって「隠れ蓑」という本質を脱することがなかったのは確かであり、その意味でEPCの構想に過度の意味を見出すべきではないかも知れない。しかし、EPCの無意味さとは、それが絵に描いた餅だったから無意味だったのではない。EPCにおいては調和化と自由化に対する政治的状況が十分に用意されておらず、ヨーロッパと外部における均衡状態も達成されていなかった時代状況を突破できなかったことである。それゆえ、EPCが提示した最善解は当時の最善解ではなかったが、時代状況の移り変わりによって実際の解として成立しえることになるのである。その意味で、EPCはEDCと共に滅びた構想でもなければ、理想主義的な先進性ゆえに評価されるべき構想でもない。それは、ローマ条約交渉の前奏曲に他ならなかった。それゆえ、EPC交渉のハイライトであるローマ外相代理会議はメッシーナ以後のローマ条約交渉の前哨戦であり、ローマ条約交渉は

レポートだった。ローマからローマへ、ヨーロッパ統合は一周回って、ようやくもう一つ上の段階にステップアップすることになるのである。

このように、EPCはEECのある種のプレヴァージョンだった。EPCの意思決定の中核に位置する、ナショナルな要素とヨーロッパの要素の混合物である閣僚理事会は、主権国家の集合体であると同時に、超国家的な組織の性格を備えていると考えられた。このようなEPC構想における閣僚理事会の姿は、その後のEECにおいても引き継がれる。ハルシュタインは、閣僚理事会をEPCのなかで三権のどこにも属さないというややネガティブな意味で、それ以外に類似物がない独自の存在と見做したが、この閣僚理事会こそが、主権と超国家性の双方を架橋する性格を持つ、それ以外に類似物がない独自の存在だった。EPCは一つのヨーロッパを作り上げることを目指していたというよりも、超国家的な共同体と政府間的な綱引きが可能なダイナミクスを混合させた、より複層・多次元なヨーロッパを最初から作ろうとしていたのである。現在のEU統治の原型がEPCにあるのだとすれば、それは単なる歴史的な系譜としてではなく、制度的な理念においてそうなのである。

本論考は、日本学術振興会科学研究費（若手研究B）および、明治大学在外研究制度による研究成果の一部である。なお、入稿後に新規文書館史料を参照したため、校正時において第六節を大きく加筆修正することとなった。その結果、ローマ外相代理会議に関する分析を第六節として独立させ、その後の展開を第七節へと分節化した。それゆえ、本稿前篇（第81巻、第1・2号）掲載の目次から変更がなされている。

《注》

- (1) Direction générale des Affaires Politiques, Europe, 5 Janvier 1953, Note « a.s. Communauté Politique ». AN, 457 AP, Carton 38.
- (2) Note, s.d. AN, 457 AP, Carton 38.
- (3) *Ibid.*, p. 2.

「幻のヨーロッパ」?

- (4) Direction des Affaires Economiques et Financières, Note « Plan Beyen », 11 février 1953. MAE, DECE 1945-1960, Vol. 578.
- (5) Direction des Affaires Economiques et Financières, Service de Coopération Economique, Note « Intégration économique — Entretien avec M. Beyen et Conférence de Rome », Paris, le 9 février 1953. MAE, DECE 1945-1960, Vol. 578.
- (6) Note, p. 5. Supra note 2.
- (7) *Ibid.*, pp. 5-6.
- (8) *Ibid.*, p. 8.
- (9) 出席者は以下の取り。政治家（共にビドーと同じMRP所属）：モーリス・シューマン (Maurice Schumann : 外務担当閣外相), テトジャン (憲法委員会メンバー)。外務省：パロディ (事務次官), ドゥ・ラ・トゥルネル (政治経済局局長), アルファン (NATO常駐代表, EDC交渉仏代表), ドゥ・マルジュリ (Roland Jacquin de Margerie : 政治・経済局次長 Directeuradjoint), グロ (André Gros : パリ法学部教授, 外務省法律顧問), セイデュ (ヨーロッパ局局长), ウォルムセル (経済協力課課長 Chef de Service), ソーヴァニャルグ : 中欧局局长補 (Sous-Directeur), 官房：ブルイレ René Brouillet : ビドー官房次長 Directeur adjoint, ドゥ・ヴィノー De Vineux : 人物不明 (恐らくビドー官房か), de Folin : ドゥ・フォラン : 人物不明。ドゥ・マルジュリは60年代の駐独大使, ソーヴァニャルグはジスカール期に外相を務める。
- (10) Compte-Rendu de la réunion tenue le mercredi 11 février 1953 à 20h30 chez M. Bidault sur l'organisation politique de l'Europe. AN, 457 AP, Carton 38.
- (11) *Ibid.*, p. 9.
- (12) *Ibid.*, p. 12.
- (13) Aufzeichnung des Staatssekretärs Hallstein z.Z. Rom, 24, September 1953. AAPD, 1953, Bd. II, p. 819.
- (14) Compte-Rendu de la réunion tenue le mercredi 11 février 1953 à 20h30 chez M. Bidault sur l'organisation politique de l'Europe. pp. 17-19. AN, 457 AP, Carton 38.
- (15) *Ibid.*, p. 23.
- (16) アデナウアーのヨーロッパ統合政策については、前篇 (第81巻, 第1・2号) でも言及したカトリック政党のサークルの影響が近年指摘されている。西独外務省も、統合における国境を越えたカトリック勢力の結びつきを指摘したシューマン宣言直後のベルギー紙の報道を注目していた。« Un bloc

- d'Etats catholiques sera-t-il formé ? », 7 Juni 1950; « Le Vatican et l'unification de l'Europe. Le rôle de l'Allemagne catholique », 16 Juni 1950, *La Libre Belgique*. PAAA, Abt. 2, Bd. 573.
- (17) Bundesministerium für den Marshallplan an das AA. 19. 2. 1953, Vertraulich, „Niederländische Vorschläge für die Zuständigkeit der EPG in wirtschaftlichen Fragen“. BAK, B 102, 11408.
- (18) Der Bundesminister für Wirtschaft an das Auswärtige Amt u. Nachrichtlich an das Bundeskanzleramt, Bonn, den 20. Mai 1953, „Verhandlungen über Europäische Gemeinschaft“. BAK, B 102, Bd. 11408.
- (19) IA 6-10994/53, Reg. Dir. Jentsch 2271, 19. Febr. 1953, Dr. Ludwig Erhard „Verhandlungen über europ. Wirtschaftliche Integration auf der Aussenministerkonferenz am 24. 2. 53“. BAK, B 102, Bd. 11408.
- (20) Entwurf, Bonn, den 15. Januar 1953, IA 6. „Bericht über eine Besprechung im Auswärtigen Amt über Wirtschaftsverhandlungen zwischen den sechs Montanunions-Ländern“. BAK, B 102, Bd. 11408.
- (21) *Ibid.*
- (22) IA 6, Bonn, den 13. Febr. 1953, vertraulich. „Besprechung wirtschaftlicher Integrationsfragen auf der Aussenminister-Konferenz in Rom am 24. 2. 1953“. BAK, B 102, Bd. 11408. ミュラー = アルマックについては、注(110)を参照。
- (23) Lettre du ministère des Affaires étrangères néerlandais à ses partenaires de la CECA (14 février 1953). <http://www.cvce.eu/recherche/object-content/-/object/3cb9e142-6ac4-4184-8794-fc3cf619cf33/4ff649de-38d9-4372-8a45-bc13d79f1abe/9651bf75-fc33-482d-805a-3cbbe546fae6/fr>
- (24) Réunion des six ministres des Affaires étrangères, Rome, 24-25 février 1953, Luxembourg, le 16 mars 1953, P (53) PV. 1, « Procès-Verbal. Séance du 24 février 1953 ». ARA, MBZ 1945-1954, Nr. 22916.
- (25) *Ibid.*, pp. 2-3.
- (26) *Ibid.*, pp. 5-6.
- (27) *Ibid.*, p. 6.
- (28) OW/JR, MAE, « Débat sur la proposition Beyen à la Conférence de Rome », Paris, le 2 mars 1953. MAE, DECE, Vol. 578.
- (29) OW, Note, « Intégration économique. Entretien avec M. BEYEN et Conférence de Rome », Paris, le 9 février 1953. MAE, DECE 1945-1960, Vol. 578.
- (30) *Ibid.*

- (31) Note, « Proposition Beyen », 7 février 1953. MAE, DECE 1945-1960, Vol. 578.
- (32) Lettre de Bidault au M. van Zeeland, s.d. AN, 457 AP, Carton 39.
- (33) Réunion des Six Ministres des Affaires Étrangères, Secrétariat, “Procès-verbal de la reunion des six Ministres des Affaires Étrangères à Strasbourg, le 9 mars 1953”, Luxembourg, le 16 mars 1953, P/53/PV 2, pp. 2-4. AN, 457 AP, Carton. 39 (hereafter: PV Strasbourg); Konferenz der Sechs Außenminister der Europäischen Gemeinschaft für Kohle und Stahl vom 9. 3. 1953, Protokoll P (53) PV 2, 16. 3. 1953, Abschrift, in *BDFD-I*, Nr. 71.
- (34) PV Strasbourg, p. 2.
- (35) PV Strasbourg, p. 5.
- (36) MAE, Direction générale politique, Europe, Note, « Réunion des Six Ministres des Affaires Étrangères du 12 Mai 1953 », Paris, le 14 avril 1953. AN, 457 AP, Carton 40.
- (37) *Ibid.*
- (38) PV Strasbourg, Annexe, Presse Communiqué.
- (39) PV, Strasbourg, Annexe, Discours.
- (40) MAE, Direction Générale Politique, Europe, Note, « Réunion des Six Ministres des Affaires Étrangères du 12 Mai 1953 », Paris, le 14 avril 1953. AN, 457 AP, Carton 40.
- (41) Lettre de M. P. van Zeeland à M. Calms, Secrétaire du Conseil Spécial de Ministres, Bruxelles, le 8. 4. 1953. AN, 457 AP, Carton 40.
- (42) HA/CUB, Ministère des Affaires Étrangères, Direction Générale politique, Europe, S/Direction du Conseil de l'Europe, Paris, le 27 avril 1953, « Echanges de vues sur les observations présentées par les gouvernements au sujet du projet de Traité portant statut de la Communauté Européenne ». AN, 457 AP, Carton 39.
- (43) AF/BP, Ministère des Affaires Étrangères, Direction Générale des Affaires Economiques et Financières, Service de Coopération Economique, Paris, le 23 avril 1953, Note pour le Président, « Attributions économiques de la Communauté Européenne ». AN, 457 AP, Carton 39.
- (44) なおこの六つの対立軸に加え、EPCの先駆的な政策として挙げられるのがEPCの対外政策である。EPC設立条約草案は対外政策に関する規定が設けられていたが（2条：対外政策に関する加盟国間の協調，67・68条：共同体の

国際条約締結能力, 71条: 国際問題における加盟国間の立場の調和化, 74条: 第三国に対する共同体の代表), これについて, ECSC・EDCに規定されている対外関係に関する機能をそのまま踏襲するというフランス・ルクセンブルクの立場と, より広範囲な対外政策に関する権限をEPCは保有すべきという独伊の立場が対立していた。この論点は, EPCにECSC・EDC以外のどのような権限を付与するかという点のみならず, 西ドイツに対するフランスの戦勝国としての特権やNATOの問題ともかかわるセンシティブな問題を惹起するものでもあった。AP/MJ, Ministère des Affaires Étrangères, Direction Générale politique, Europe, S/Direction du Conseil de l'Europe, Paris, le 28 avril 1953, Note, « Attributions de la Communauté. Politique en matière de relations internationales ». AN, 457 AP, Carton 39.

- (45) AP/MJ, Direction Générale des Affaires Politique, Europe, 10 février 1953, Fiche pour le Président, « Communauté européenne ». MAE, SG, Vol. 31.
- (46) 以下の段落におけるパリ会談の記述は議事録に拠った。Réunion des Six Ministres des Affaires étrangères, « Procès-Verbal de la réunion des Six Ministres des Affaires étrangères à Paris, les 12 et 13 mai 1953 (hereafter: PV Paris) ». ARA, MBZ, Nr. 22919.
- (47) Réunion des Six Ministres des Affaires Etrangères, Paris, les 12 et 13 mai 1953, « Communiqué de Presse ». PV Paris, Annexe 3.
- (48) PV Paris, pp. 4-5.
- (49) PV Paris, p. 4.
- (50) PV Paris, pp. 5-6.
- (51) PV Paris, p. 7.
- (52) PV Paris, p. 9.
- (53) PV Paris, p. 12.
- (54) PV Paris, pp. 13-18.
- (55) PV Paris, p. 19.
- (56) PV Paris, p. 20.
- (57) PV Paris, p. 13.
- (58) PV Paris, p. 15.
- (59) PV Paris, p. 10.
- (60) PV Paris, « Communiqué de Presse ».
- (61) Note concernant les conversations qui ont eu lieu le 1^{er} juin 1953 entre les Ministres Beyen, Luns, et Van Zeeland. ULC, Papiers Paul van Zeeland,

Vol. 693.

- (62) Télégramme Circulaire n° 105, 13. 8. 1953, MAE, Europe 1944-1960, Généralités, Vol. 78, in *BDFD-I*, Dok. Nr. 73.
- (63) Réunion des Six ministres des Affaires Étrangères, Secrétariat, « Procès-Verbal de la réunion des Six ministres des Affaires Étrangères, Baden-Baden, les 7 et 8 août 1953, p. 14. ARA, MBZ, Nr. 22921.
- (64) Réunion des Six ministres des Affaires Étrangères, Secrétariat, Baden-Baden, le 8 août 1953, CM/53 RB 5, « Communiqué de presse ». ARA, MBZ Nr. 22921.
- (65) なおデュパルク以外のフランス代表団の構成員として、セイデュ、シャトネ、ソーヴァニャルグ、ウォルムセルが挙げられる。シャトネは1962年から67年までユーラトムの委員会委員長を務める。AAPD, 1953, Tome 2, p. 819.
- (66) Kurzniederschrift, Lenkungsanschuß, Erste Sitzung (22. Sept. 1953), Geheim. PAAA, B 10, 851. p. 3; Affaires Étrangères, Déchiffrement, Télégramme à l'Arrivée [hereafter: TGA], Rome, le 22 septembre 1953, N° 884/888. AN, 457 AP, Carton 40.
- (67) Lenkungsanschuß, Erste Sitzung, p. 2, p. 5. Supra note 66.
- (68) *Ibid.*, pp. 5-6.
- (69) Kurzniederschrift, Lenkungsanschuß, Zweite Sitzung (23. 9. 1953, 10 Uhr), p. 3. PAAA, B 10, 851.
- (70) 18 septembre 1953, A/s. Instruction pour la Délégation française à la Conférence de Rome (22 septembre 1953). AN, 74 AP, Carton 55.
- (71) Hallstein an Diplomatische Vertretungen Paris etc. 224-50 II 14180/53, 21./22. 10. 1953, Vertraulich, Entwurf, PAAA, Abt., 2, 891, in *BDFD-I*, p. 274.
- (72) TGA, Rome, le 23 septembre 1953, n° 894/898, « Commission des Suppléants », Fouques Duparc. AN 457 AP, Carton 40.
- (73) Lenkungsanschuß, Erste Sitzung (22. sept. 1953), PAAA, B 10, 851.
- (74) A de Staercke, chef de la Délégation belge à la Conférence pour la Communauté européenne, à J. Meurice, ministre du Commerce extérieur, ministre a.i. des Affaires Étrangères. B.Z./A.E., 17.771/1 & 14.603, Rome, le 23 septembre 1953, in *DDB*, N° 46, p. 136. なお、「革命」という表現を残しているのはベルギーの報告書のみである。
- (75) Lenkungsanschuß, Zweite Sitzung, p. 3.
- (76) *DDB*, N° 46, p. 138.
- (77) Lenkungsanschuß, Zweite Sitzung, p. 5.

- (78) Lenkungsauschuß, Zweite Sitzung, p. 6; *DDB*, n° 46, pp. 136-7. ただし、この作業部会の議事録は、9月30日開催の制度部会の議事録がベルギー外交文書集 (*DDB*) に掲載されているもの以外、まだ存在を確認できていない。制度部会が指導委員会とは別個に開催され、そして恐らくはそこでの議論ではより具体的な議論が展開されていたであろうことは、*DDB* 掲載史料における部会出席者が、指導委員会出席の各代表団代表でなく、フランスならセイデュ、西独ならオブヒュールといった局長・課長級であることから推測される。
- (79) Lenkungsauschuß, Zweite Sitzung, p. 6.
- (80) Kurzniederschrift, Lenkungsauschuß, Vierte Sitzung (25.9., 10.00 Uhr), pp. 8-9. PAAA, B 10, 851; Lettre de Jacques van Helmont à Raul Reynaud, Rome, le 27 septembre 1953. AN, 74 AP, Carton 55.
- (81) Lettre de Jacques van Helmont à Raul Reynaud. *Ibid.*
- (82) Kurzniederschrift, Lenkungsauschuß, Vierte Sitzung (25.9., 10.00 Uhr), pp. 4-7. PAAA, B 10, 851; TGA, Rome, le 25 septembre 1953, N° 908/913. AN, 457 AP, Carton 40.
- (83) TGA, Rome, le 24 septembre 1953, N° 901/03. AN, 457 AP, Carton 40.
- (84) A. de Staercke, chef de la délégation belge à la Conférence pour la Communauté européenne, à J. Meurice, ministre du Commerce extérieur, ministre a.i. des Affaires Étrangères, B.Z./A.E, 17.771/1 & 14.603, Rome, le 30 septembre 1953, in *DDB*, n° 47, pp. 140-1; TGA, Rome, le 29 septembre 1953, N° 942/45. AN, 74 AP, Carton 55.
- (85) TGA, Rome, le 29 septembre 1953, N° 942/45. AN, 74 AP, Carton 55. ただしフランスはパリテに反対はしないと書いた消極的賛成に留まった。
- (86) Affaires Étrangères, Déchiffrement, TGA, Rome, le 22 septembre 1953, N° 884/888. AN, 457 AP, Carton 40.
- (87) Kurzniederschrift, Lenkungsauschuß, Fünfte Sitzung (28.9.). PAAA, B 10, 851; TGA, N° 942/45. AN, 77 AP, Carton 55.
- (88) *Ibid.*
- (89) Lenkungsauschuß, Zweite Sitzung, p. 3.
- (90) Kurzniederschrift, Lenkungsauschuß, Sechst Sitzung (29.9.). PAAA, B 10, 851.
- (91) Commission Economique. Rapport au Comité de Direction, Rome, le 2 octobre 1953. CIR/CE/Doc. 10. BAK, B 102, Bd. 11419.
- (92) ベルギー代表の覚書は、経済作業部会の報告書と合わせて提出された別個

の文書であり、文書番号が違っている。

- (93) Rapport au Comité de Direction, p. 2. Supra note 91.
- (94) *Ibid.*
- (95) *Ibid.*, pp. 4-5.
- (96) Kurzniederschrift über die 9. Sitzung des Lenkungsausschusses am 3. 10. 1953. pp. 3-4. PAAA, B 10, 851.
- (97) *Ibid.*, p. 4.
- (98) *Ibid.*, p. 2.
- (99) Kurzniederschrift über die 10. Sitzung des Lenkungsausschusses am 5. 10. 1953. p. 4. PAAA, B 10, 851.
- (100) Kurzniederschrift über die 11. Sitzung des Lenkungsausschusses am 7. 10. 1953. PAAA, B 10, 851; TGA, AN, 457 AP, Carton 40.
- (101) Kurzniederschrift über die 11. Sitzung des Lenkungsausschusses am 7. 10. 1953. p. 4. PAAA, B 10, 851; TGA, Rome N° 1024. AN, 457 AP, Carton 40.
- (102) OW/AD, Ministère des Affaires Étrangères, Direction générale politique, Europe, « Note, a/s Conférence de Rome », Paris, le 12 octobre 1953. AN, 457 AP, Carton 40.
- (103) TGA, D.Q., Bruxelles, le 14 octobre 1953. N. 537. AN, 74 AP, Carton 55.
- (104) TGA, JM. Luxembourg, le 24 septembre 1953. Reserve, N. 96. AN, 74 AP, Carton 55.
- (105) Rapport aux Ministres des Affaires Étrangères, Secrétariat, CIR/15. Rome, le 9 octobre 1953. AN, 457 AP, Carton 40.
- (106) Lenkungsausschuß, Zweite Sitzung, p. 6.
- (107) L. Magnani, « Les délégués ne dissimulent pas leur scepticisme car les thèses en présence apparaissent difficilement conciliables ». *Le Monde*, date inconnu, in AN, 457 AP, Carton 40.
- (108) Arbeitsunterlagen, 12. 6. 53. BAK, B 102, 11419.
- (109) Müller-Armack, *Auf dem Weg nach Europa*, p. 267. ミューラー＝アルマックはローマ会談を、ヨーロッパ統合における政治統合と経済統合間との関係の困難さを明確にした出発点だったと、回想している。
- (110) オプヒュール, リントホルスト＝ホーマン, ミューラー＝アルマック, ファン・ティシュロンの経歴は以下の通り。なお、ウォルムセルの経歴は第4節を参照。
- ・オプヒュール (Karl-Friedrich Ophüls) : ドイツ外務省政治案等第二課 (Abteilung II) 国際局局长として EDC, EPC 交渉参加の後, 駐ベルギー大

使としてローマ条約交渉ドイツ代表団参加。58年よりEEC常駐代表。

- ・ ミュラー＝アルマック (Alfred Müller-Armack) : 社会的市場経済の概念を軸とするオールドリベラリズムを主唱する経済学者として有名だが、このローマ外相代理会議には経済省総合政策局長として参加。58年から63年まで欧州問題担当次官。
 - ・ リントホルスト＝ホーマン (Johan Linthorst-Homan) : オランダ経済対外関係局長としてローマ外相代理会議に参加の後、ローマ条約交渉にオランダ代表団として参加。58年から63年までEEC常駐代表。63年から67年までECSC高等機関メンバー。リントホルスト＝ホーマンについては、de Bruin, 2010 および Harryvan & van der Harst, 2007 を参照。
 - ・ ファン・ティッシュロン (Joseph Van Tichelen) : ベルギー経済省局長、ローマ条約交渉に参加。1958年から59年までユーラトム担当ベルギー常駐代表。
- (111) Aufzeichnung, An Prof. Dr. Ophüls, Abteilung II B, Auswärtiges Amt. Bonn, den 21. Oktober 1953. PAAA, B 10, 853.
- (112) Aktionskomitee für die supranationale europäische Gemeinschaft, Ziel und Programm des zweiten Haager Kongresses. PAAA, B 10, 853. なお、この行動委員会のメンバーと第二ハーグ会議の実行委員の顔ぶれには若干の差異があるが、議長がスパークという点は同様である。行動委員会委員のリストは以下の通り。Robert Bichet (N.E.I), P. A. Blaisse (N.E.I), Heinz Braun (Saarländisches Komitee), Arthur Calteux (Luxembourger Rat), Guisepe Caron (Italien Europäische Förderalistische Bewegung), René Courtin (Französischer Rat), Henri Frenay (U.E.F), Ernst Friedländer (Deutscher Rat), Enrique Gironella (MSEUE), Edmond Giscard d'Estaing (LECE), Eugen Kogan (Deutscher Rat), Rene Lhuillier (Französischer Rat), Alfred Mozer (U.E.F); H. R. Nord (Niederländischer Rat), André Philip (MSEUE), Georges Louis Rebattet (Secrétariat général du moment européen), J. -H. Retinger (LECE), Altiero Spinelli (Italien—Europäische Förderalistische Bewegung), Etienne de la Vallée Poussin (Belgischer Rat). 所属名は史料内の記載のままにした。Ibid.
- (113) Deuxième Congrès de la Haye, « Résolution politique adoptée par l'Assemblée plénière », le 10 Octobre 1953, Doc.11 (Déf.). PAAA, B 10, 853.
- (114) Europäische Bewegung, "Bericht über den Gemeinsame Markt, von P. A. Blaisse,, Zweiter Kongress im Haag, 8.-10. Oktober 1953. PAAA, B 10, 853.
- (115) P. Van Zeeland à Poswick, minister de Belgique à Luxembourg, B.Z./

- A.E., 17.771/1 & 14.603, Bruxelles, le 7 novembre 1953, in *DDB*, N° 52; « Entretien de M. le Ministre avec l'Ambassadeur des Pays-Bas, le 10 novembre 1953, au sujet d'une réunion de fonctionnaires préparatoire à la Conférence de la Haye sur une Communauté politique européenne », B.Z./A.E., 17.771/1, Bruxelles, le 13 novembre 1953, in *DDB*, N° 53.
- (116) *Ibid.*
- (117) « Procès-verbal rédigé par la Direction générale de la Politique », B.Z./A.E., 17.771/1 & 14.603, Bruxelles, le 20 novembre 1953, in *DDB*, N° 54, pp. 152-3.
- (118) Procès-Verbal de la Conférence des Ministres des Affaires Étrangères, La Haye, 26-28 novembre 1953. Luxembourg, le 5 décembre 1953, P (53) 5 PV (hereafter: PV, La Haye), p. 6. AN, 457 AP, Carton 40.
- (119) PV, La Haye, p. 9.
- (120) ビドーはコミュニケの文面を協議する 26 日の第三回目のセッションの最後のみ出席した。ビドーが出席しなかった理由は現時点で不明である。
- (121) 注(118)における議事録 (ECSC 事務局作成) には共同市場をめぐる議論が殆ど掲載されていないが、ベルギー外務省による記録では、後半に共同市場の不可欠性をベルギー代表が述べ、ローマ会議の専門家協議を引き続き行うことで議論の合意があったことが述べられている。« Procès-verbal rédigé par la Direction générale de la Politique », p. 154. *Supra* note 117.
- (122) PV, La Haye, p. 16.
- (123) ハルシュタインは、EPC によって作られるのは「国家 État」ではなく、それゆえ EPC においては古典的な三権分立の制度的設計は単純には適用できないとした。PV, La Haye, p. 17.
- (124) PV, La Haye, pp. 15-16.
- (125) Rapport aux Ministres des Affaires Étrangères, p. 12. *Supra* note 105.
- (126) PV, La Haye, p. 10.
- (127) PV, La Haye, p. 33.
- (128) « Procès-verbal rédigé par la Direction générale de la Politique », pp. 152-3. *Supra* note 117.
- (129) Communiqué de presse, La Haye, le 28 novembre 1953. AN, 457 AP, Carton 40.
- (130) ローマ代理会議の最後のデュパルクによるフランスの立場の表明時に、フランスがヨーロッパ政策に協力が難しい理由として海外領土を含めたヨーロッパ外の政治に拘束されていることを強調する。TGA, Rome, le 7 octobre 1953,

- N° 1024/28. AN, 457 AP, Caron 40.
- (131) ローマ会談後にフランスはベルギーと共同体の制度的設計の思想が近接していることを改めて感じていた。TGA, Bruxelles, le 19 octobre 1953, Reservé, N° 543/46. AN, 457 AP, Carton 40. 他方で、ハルシュタインはこのような複層的な共同体の姿に六カ国が異論ないことをハーグ会談の席上で確認している。PV, La Haye, pp. 16-7.
- (132) Comité économique, « Rapport interimaire au Comité de Direction », Paris, le 22 janvier 1954, CCP/CE/Doc. 11. PAAA, NL Ophüls, Bd. 52.
- (133) Comité institutionnel, « Rapport interimaire au Comité de Direction », Paris, le 26 janvier 1954, CCP/CE/Doc. 20. PAAA, NL Ophüls, Bd. 52.
- (134) Aufzeichnung, „Zwischenbericht des Wirtschaftsausschusses an den Lenkungsausschuss vom 22. Januar 1954 CCP/CE Doc. 1. PAAA, NL Ophüls, Bd. 52.
- (135) « Rapport interimaire », p. 4, pp. 7-8. Supra note 132.
- (136) J. Gerard, chef de la Section Traité de l'Atlantique à la Direction générale de la Politique, B.Z./A.E., 17.771/1, Bruxelles, le 3 avril 1954, « Analyse du Rapport de Paris », in *DDB*, N° 59, pp. 170-5.
- (137) Deutsch Delegation, Paris, den 26. Januar 1954, Aufzeichnung, „Wahlsystem für die Wahlen zur Völkerkammer“. PAAA, NL Ophüls, Bd. 52.
- (138) Vorschlag für eine Stellungnahme zu dem Zwischenbericht des Wirtschaftsausschusses. o.D. PAAA, NL Ophüls, Bd. 52.
- (139) „Der gemeinsame Markt der europäischen Gemeinschaft“, Nur für den Dienstgebrauch, 4. Januar 1954. BAK, B 102, 11418, 2 von 2.
- (140) Ophüls, Aufzeichnung, 19. 2. 1954, „Verhandlungen über die Europäische Gemeinschaft“, PAAA, Abt. 2, Bd. 873, in *BDFD-I*, Dok. Nr. 77, pp. 280-3.
- (141) Comité économique, Compte-rendu des travaux effectués par le Comité au cours de la période du 12 mai au 6 juillet 1954, Paris, le 6 juillet 1954, CCP/CE/ Doc. 44. BAK, B 102, 11419, 1 von 3.
- (142) *Ibid.*
- (143) Comité économique, Compte-rendu des travaux effectués par le Comité au cours de la période du 12 mai au 6 juillet 1954, Paris, le 6 juillet 1954, CCP/CE/ Doc. 44. BAK, B 102, 11419, 1 von 3.
- (144) A. de Staercke à Paul Henri Spaak, B.Z./A.E., 17.771/1, Paris, le 23 avril 1954, « Rapport de la Commission pour la C.P.E. », in *DDB*, N° 60, pp. 175-6.
- (145) Linthorst Homan, *Wat zijt ghij voor een vent*, p. 199. なおこのウォルムセ

「幻のヨーロッパ」?

ルの言葉は、ややレトリカルなフランス語で、それをリントホルスト=ホームマンが意識に近い形で翻訳している。回顧録には以下のフランス語原文が脚注に載せられている。「 Vous autres, vous voulez libérer pour intégrer, tandis que nous voulons intégrer pour libérer. »

- (146) Comité Economique, « Rapport intérimaire au Comité de Direction », pp. 11-12. Supra note 132.
- (147) *Ibid.*, p. 8.
- (148) ローマ条約交渉における社会負担の問題については、廣田, 2002 を参照。
- (149) 括弧内の所属政党の略号は以下の通り：
MRP : 人民共和運動 (仏, キリスト教民主主義政党: 中道右派)
SFIO : 仏社会党
CNIP : 独立農業者ナショナルセンター (仏, 中道右派)
CDU : キリスト教民主同盟 (独, キリスト教民主主義政党, 保守)
DC : キリスト教民主党 (伊, キリ民, 中道)
PSB : ベルギー社会党
PSC : キリスト教社会党 (ベルギー, キリ民, 保守)
PvdA : 労働党 (オランダ)
- (150) No. 109 “E”. 23th March 1953. Confidential Note to Eden. TNA, FO, 105999.
- (151) メッシーナからローマ条約交渉に至る EEC の成立過程において大きな役割を果たしたベルギーのスノアは、1953 年 6 月の時点で、バイエン構想が想定する共同市場の計画に対して、政治共同体と一体的に進めていくことを、ベルギー省庁間協議の場で提案している。その後もスノアは一貫して、共同市場という経済統合と政治統合の一体的展開を、ローマ条約交渉まで求めていた (Dujardin & Dumoulin, 2010: 274)。
- (152) Brief, s.d. IISG, Archief Mansholt, 86.
- (153) Ophüls, Aufzeichnung, 19. 2. 1954, “Verhandlung über die Europäische Gemeinschaft”. p. 280. Supra note 140.

参考文献

1. 一次史料

MAE (フランス外務省文書館)

Direction Economique

Coopération Economique 1945-1960, 577, 578, 579

- Papier Directeurs Olivier Wormser, 24, 25
Secretariat Général, 31
Cabinet du Ministre, 136, 137
AN, CARAN (フランス国立文書館：なおフランス国立文書館は2013年からパリ郊外に移転)
457 AP (Georges Bidault), 38, 39, 40
74 AP (Paul Reynaud), 51, 52, 55
HAEU (欧州共同体歴史文書館)
AS [Altiero Spinelli], 13, 15
FD [Fernand Dehousse], 95
PU [Pierre Uri], 42, 44, 45
PAAA (ドイツ外務省政治史料室)
B 2 (200), 8, 9
B 10, 573, 851, 853, 857, 888, 889,
NL Ophüls, 52
BAK (ドイツ連邦文書館コブレンツ分館)
B 102, 11408, 11409, 11418, 11419
B 136, 3597, 3598
NL Blankenhorn
ULC (ルーヴァン・ラ・ヌーブ大学付属文書館)
Papiers Paul van Zeeland
ARA (オランダ国立文書館)
MBZ (外務省), 1945-1955, Nr. 22913-22924
MEZ (経済省), 578, 579
IISG (社会主義国際研究所)
Archief Mansholt, 86
The National Archives (イギリス国立公文書館)
FO, 371/105999

2. 史料集・回顧録(本稿で直接的に参考にしたもの。前篇(第81巻, 第1・2号)収録分も参照)

- Herausgegeben im Auftrag des Auswärtigen Amts vom Institut für
Zeitgeschichte, 1999, *Akten zur Auswärtigen Politik der Bundesrepublik
Deutschland 1953*, München, Oldenbourg. (文中AAPD, 1953と略記)
Lappenküper, Ulrich (Bearb.) 1997, *Die Bundesrepublik Deutschland und*

- Frankreich: Dokumente 1949-1963, Bd. 1, Außenpolitik und Diplomatie*, München, K. G. Sauer. (文中 *BDFD-I* と略記)
- Wilkens, Andreas (Bearb.) 1997, *Die Bundesrepublik Deutschland und Frankreich: Dokumente 1949-1963, Bd. 1, Wirtschaft*, München, K. G. Sauer.
- Blankenhorn, Herbert, 1980, *Verständnis und Verständigung. Blätter eines politischen Tagebuchs 1949 bis 1979*, Frankfurt a. M., Propyläen,
- Linthorst Homan, Johan, 1974, "Wat zijt ghij voor een vent". *Levensherinneringen van Mr. J. Linthorst Homan*, Assen, Van Gorcum.
- Mensing, Hans Peter (Bearb.), 1995, *Adenauer, Briefe 1953-1955*, Berlin, Siedler Verlag.
- Müller-Armack, Alfred, 1971, *Auf dem Weg nach Europa. Erinnerungen und Ausblicke*, Tübingen, Peoschel.
- Peemans, Françoise (sous la dir.), 2009, *Documents diplomatiques belges 1941-1960. De l'indépendance à l'interdépendance. Tome V. L'Europe: L'intégration politique*, Bruxelles, Académie royale des Sciences des Lettres et des Beaux-Arts de Belgique. (文中 *DDB* と略記)
- Van Tichelen, Joseph, 1981, "Souvenirs de la négociation du traité de Rome", *Studia diplomatica*, Vol. 34. pp. 327-343.

3. 論文 (本稿で直接的に参考にしたもの。前篇 (第 81 卷, 第 1・2 号) 収録分も参照のこと)

- Bar-Noi, Uri, 2008, *The Cold War and Soviet Mistrust of Churchill's Pursuit of Detente, 1951-1955*, Eastbourne, Sussex Academic Press.
- de Bruin, Robin, 2010, «Hans Linthorst Homan, lid dan de Hoge Autoriteit (1962-1967)», Gerrit Voerman, Bert van den Braak en Carla van Baalen (red.), *De Nederlandse Eurocommissarissen*, Amsterdam, Boom, pp. 65-92.
- Dujardin, Vincent, Michel Dumoulin, 1997, *Paul Van Zeeland, 1893-1973*, Bruxelles, Racine.
- Dujardin, Vincent, Michel Dumoulin, 2010, *Jean-Charles Snoy. Homme dans la Cité, artisan de l'Europe 1907-1991*, Bruxelles, Le Cri édition.
- Haftendorn, Helga, 2006, *Coming of Age. German Foreign Policy since 1945*, Maryland, Rowman & Littlefield Publishers.
- Harryvan, Anjo G. & van der Harst, Jan, 2007, "De kwestie-Spierenburg, of de

- wegzending van Johannes Linthorst Homan uit het Brusselse paradijs”, in Bob de Graaff en Duco Hellema (red.), *Instrumenten van buitenlandse politiek. Achtergronden en praktijk van de Nederlandse diplomatie*, Amsterdam, Boom, pp. 104-113.
- Küsters, Hanns Jürgen, 1993, „Zwischen Vormacht und Schlagenfall. Das Projekt der Europäischen Politischen Gemeinschaft und die Haltung der Bundesrepublik Deutschland (1951-1954)“, in Gibert Trausch (Hg.), *Die Europäische Integration vom Schuman-Plan bis zu den Verträgen von Rom*, Baden-Baden, Nomos, pp. 259-293.
- Loth, Wilfried, 2004, „Konrad Adenauer und die europäische Einigung“, in Mareike König und Matthias Schulz (Hg.), *Die Bundesrepublik Deutschland und europäische Einigung, 1949-2000. Politische Akteure, gesellschaftliche Kräfte und internationale Erfahrungen*, Stuttgart, Franz Steiner Verlag, pp. 39-59.
- Pöttering, Hans-Gert, 2010, „Europa muss geschaffen werden“. Die Europapolitik Konrad Adenauers und die Herausforderungen des Einigungsprozesses heute“, *Die politische Meinung*, Nr. 373, pp. 11-19.
- 遠藤乾編 (2008a) 『ヨーロッパ統合史』, 名古屋大学出版会。
- 遠藤乾編 (2008b) 『原典 ヨーロッパ統合史：史料と解説』, 名古屋大学出版会。
- 遠藤乾 (2013) 『統合の終焉：EUの実像と論理』, 岩波書店。
- 川嶋周一 (2011) 「もう一つの「正史」：農業統合の系譜とプール・ヴェール交渉, 1948-1954年」遠藤乾, 板橋拓己編『複数のヨーロッパ：欧州統合史のフロンティア』, 北海道大学出版会。
- 黒田友哉 (2011) 「ヨーロッパ統合の裏側で——脱植民地化のなかのユーラフリック構想」遠藤乾, 板橋拓己編『複数のヨーロッパ：欧州統合史のフロンティア』, 北海道大学出版会。
- 小島健 (1995) 「1950年代前半西ヨーロッパにおける共同市場構想——ヨーロッパ政治共同体設立計画を中心に——」『修道商学』(第35巻, 第2号), 197-223頁(同著者(2007)『欧州建設とベルギー：統合の社会経済史的研究』(日本経済評論社)第7章に再録)。
- 廣田愛理 (2002) 「フランスのローマ条約受諾——対独競争の視点から——」『歴史と経済』第177号。